平成26年度次世代育成 支援行動計画の実施状況

州の東京の大学の大学の大学	四十二	平成26年度の方向性	祖宗難	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
よがいるナ育での文後 地域における子育で支援サービスの充実	が支援・	サービスの充実		※計画策定時(平成21年度) </th <th>において ●は実施中の事業,○は実施予定の事業</th> <th>業庫</th>	において ●は実施中の事業,○は実施予定の事業	業庫
生後4 銀幼児全戸訪問 庭を訪 に育成 の母親		生後4ヶ月を迎えるまでの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図り、子育て中の母親の孤立を防ぎます。	健康增進課	●こんにちは赤ちゃん事業 ●新生児訪問	保健師による訪問 新生児訪問 延87件 未熟児訪問 延10件 乳児訪問 延86件 こんにちは赤ちゃん事業 130件	斜 胀标
乳幼児 養育支援訪問事 関から ※ に関す に関す り、道		乳幼児全戸訪問事業の実施結果や関係機 関からの情報提供等により、養育支援が 必要であると判断した家庭に対し、養育 に関する指導・助言等を行うことによ り、適切な養育の実施を確保します。	健康增進課	乳幼児訪問	適宜実施	養育支援が必要と判断した場合,保健師のみなら ず関係機関と連携し定期的な訪問等を実施する。
有児 クル 子育て支援セン 有て ター事業 て, でき		育児不安に対する相談支援や子育でサー クルへの支援等を行い、地域における子 育で支援の核として、また交流の場として、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりの拠点になるよう活動 内容の充実を図ります。	生きがい対策課	_	2か所の子育で支援センターを設置し、親子 教室や育児相談、講演会の開催などを開催。 育児不安を抱える母親への相談支援や、親子 の交流の場を提供。また、母子保健担当課が 主催する健診後のフォロー教室への支援も実 施。	新米親子が気軽に利用できるような環境づくりを図る。
保育サービスの充実	充実					
子 サービス提供体 Aの 制の整備 誘致 青河		子どもの幸せを第一に考え、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービ 活実態及び意向を十分に踏まえたサービ 30世世を行います。また、今後の企業 誘致などの将来展望を踏まえ、適正な保 育所入所に努めます。	生きがい対策課	I	平成26年度は子ども・子育で新制度の施行に向け、阿人根市子ども・子育で支援事業計画を策定し、保育・教育が必要な未就学児の確保方策を決定し、平成27年度からは、認定こども園2園について保育定員を10名増加したところである。26年度の在園児童数については、4月1日現在において、定員520人に対し、558人が在園していた。待機児童は	子ども・子育で支援事業計画により、平成27年度からの5か年間について、確保方策を示したが、児童数の減少により、定員の変更も予想され、その調整として、みなみ保育園の定員の減少も考慮していく。
近4 望着 望着 保育環境の整備 ニー での でも でも		近年の社会的な不況の中で保育所入所希望者も増加傾向にあることから,老朽化した保育所の施設整備や地域ごとの保育ニーズの把握に努め,保育行政協議会等での十分な議論を踏まえ適切な定員管理を行っていきます。	生きがい対策課	○保育所の施設整備事業	平成26年度は,認定こども園阿久根めぐみ 園の建替事業(繰越事業)を実施した。	平成27年度は,認定こども園あくね園の保育所 機能部の建替事業を予定している。

	平成26年度の方向性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
			● 延長保育事業	●市内の保育所・認定こども園全てで実施した。 (うち1園は自主事業で実施)	ニーズの高い病児・病後児保育については、5カ年のうちに実施ができるよう検討を進める。 また、休日佐若についてま、ユアま・ユギィム
	核家族化や就労形態の多様化等に伴う。		●―時預かり事業	●一時預かり事業 補助対象となる実施については、6か所で実施	
保育サービスの 充実	様々な保育ニースに対応した事業を推進します。また,休日や病時・病後時保育についての保護者ニーズに応えるため.	生きがい対策課	●保育所体験事業	●補助事業としては,平成24年度で廃止し たが,現在も各國で実施している。	
,	休日保育や病時・病後時保育事業の導入 について検討します。		●地域子育て支援センター事業	●子育て支援拠点事業として, みなみ保育 園, みどりが丘保育園で実施	
			○休日保育事業,病時・病後時 保育事業の導入	〇休日,病児・病後児保育事業の実施はない が,自主事業としての施設は1園ある。	
保育サービスに 関する情報提供 の充実	保育サービスの利用者による選択や子ど もの健やかな育成と子どもを預ける保護 者の安心の確保の観点から、保育サービ スに関する積極的な情報提供に努めます。	生きがい対策課	●市広報やホームページを利用 した保育サービス情報の提供の 推進	平成26年度にホームページのリニューアルを行い、保育施設状況、保育促進事業等必要な情報について掲載した。また、平成27年度からの子ども・子育で新制度について市内の保育所・認定こども園において説明会を実施した。	保育サービス利用希望者に対し, ホームページ等による情報提供及び担当窓口による情報提供の両輪で充実していく。
	保育行政協議会における情報交換を積極 的に行うことで連携の強化を図り、さら に、保育士を対象とした研修会等の実施 に向けて検討を行います。	生きがい対策課	●保育行政協議会の開催⇒子ども・子育て会議への移行	子ども・子育て会議保育部会へ移行	保育行政協議会について, 子ども・子育て会議保育部会での協議内容と重複する部分については,全て保育部会へ移行する。
保育サービスの質の向上	平成27年度からの保育新制度に向けて、平成25年6月に「子ども・子育て会議条例」を制定。また、本市の保育方針等を協議するため、子ども・子育て会議において保育部会を設置し、今後の保育サービスの向上を図るため、子ども・子育で支援の審議機関として調査・検討を実施していきます。	生きがい対策課	●子ども・子育て会議 ●子ども・子育て会議保育部会	平成26年中は子ども・子育て会議及び子ども子育て会議及び子ども子育て会議保育部会を各3回ずつ,計6回開催し,平成27年度からの子ども・子育て支援事業計画及び新制度施行に伴う協議を実施した。	今後の計画の実施状況や見直し等を含め, 今後に ついても適宜開催していく。
サービス評価シ ステムの導入	保育サービスの質を担保する観点から, サービス評価等の仕組みの導入,実施等 について, 取組を進めます。	生きがい対策課	○保育サービス評価委員等の設 置	一部の保育園で自己評価を実施。	サービス評価の導入については、国も保育指針に示しており、自己評価及び第三者評価の導入について検討を進めたい。

		平成26年度の方向性	祖宗難	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
(3)	子育て支援のネッ	ットワークづくり				
	子育て支援サー ビス等のネット ワークの形成	きめ細やかな子育で支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとサービスを効果的・効率的に提供するとトル・サービスの質の向上を図る観点トから、子育で支援センターを中心に、NPPOや社会福祉協議会、母親クラブ、子育でサークル等子育で支援に携わる関係団体とのネットワーク化を図ります。	生きがい対策課	●子育で支援センター事業 ○子育でサークル活動事業の方 実	今年度立ち上がった潟区の子育てサロンへ社会福祉協議会と共に子育て支援センター職員が参加し支援を行った。また、毎月、各保育関、幼稚園に子育て支援情報誌を配布する際、情報交換を行った。また、おりた保育園支援センターとの協力体制のもと、いきいきサークルや人形劇、フリーマーケット、子育で講演会を実施した。	関係機関との更なる連携を図りながら, 子育て支援サービスに利用を希望する家庭に対して的確な情報提供を行っていく。
	子育て支援サービス等に関する ピス等に関する 情報提供の充実	子育て支援メ 育て支援情報 援サービス等 につとめます	生きがい対策課	○子育で情報誌の作成・配布	毎月子育で支援情報誌「あいこでしょ」を作成し各保育園等に配布するほかホームページにも掲載し各種子育で情報の提供に努めた。また、親子教室を利用する親子に対して、毎月情報チラシを作成し配布した。	スマートフォンなどを活用した情報配信を検討していく。
	子育でに関する 意識啓発	子育て支援センターや子育てサークル、 母親クラブ等と連携し、子育てに興味の ある住民を対象として子育てセミナーを 実施し、地域全体で子育てへの理解・協 力を促進します。	生きがい対策課	I	市民を対象とした子育で講演会をおりた保育 園子育で支援センター主催で開催。参加者 6 5名	地域ぐるみで子育てを支援していく機運の醸成を 図るため,講演会などのイベントの開催を行う必 要がある。
(4)	児童の健全育成					
	安心・安全な居場所づくり	すべての子どもが放課後や週末等に、学習や体験活動、交流活動など、自主的に参加できる地域の活動を充実させるとともに、自由に遊ぶことができる安心・安	生きがい対策課		放課後児童クラブを7小学校区8か所で実施。利用児童数300名。指導員の資質向上を図るための研修会も開催。	現在クラブを実施している施設の老朽化に伴い、学校の余裕教室の活用を検討していく必要がある。市街地地区の利用児童の増加と、周辺地域の利用児童の減少に対し、クラブの実施方法について検討を行う。
		全な居場所つくりを進めます。	生涯学習課	○放課後子ども教室の開設	平成22年度末で事業終了	
		児童館, 公民館, 青少年教育施設, 学校 等の社会資源や主任児童委員, 児童委 員, 子育てに関する活動を行うNPO,	生きがい対策課	○母親クラブへの運営補助の実 施	活動しているクラブがないため補助実績な し。	児童の健全育成を図るため児童委員や地域のボラ ンティア団体との連携を図る必要がある。
	児童の健全育成	母親クラブなどの地域ボランティア団体、子ども育成会、自治会等を活用した児童の健全育成を図る取組を推進します。	生涯学習課	●箱の子カーニバルの実施・小学生を対象にして「泳げない子どもの水泳教室」	7月21日「梅の日」に第30回海の子カーニバルを開催。8年ぶりに大島から5色浜海岸までの遠泳が実現。参加者した子供は42名で全員完於した。	小学2年生から6年生を対象に「チャレンジアップスイミング」により泳げない子供は泳げるように,泳げる子供は泳力向上させる目的に,参加者の確保に努める。
	児童館の活用	子育で家庭が気軽に利用できる自由な交 流の場として、育児サークル等の活動を 充実させるとともに、児童館を拠点とし オー学生・高校生の活動の展開を図ります。	生きがい対策課	-	放課後児童クラブ事業を実施している。中高 生の活動の展開には至っていない。	不登校や引きこもりの児童生徒が増加傾向にあり, 中高生の相談支援体制や居場所づくりを検討する必要がある。

	平成26年度の方向性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
			●華のぼんたん学寮の実施	市子連主催により11月5日~8日の3泊4日で実施。参加者:市内小学生26名	活動プログラム及び指導体制の見直し 学寮参加者の事業実施後の活動の場の充実
			●ジュニアリーダー初級・中級 研修会	北薩地区合同で出水市青年の家で開催。6月 14日~15日。参加者:市内中学生2名	幅広い参加者の確保
青少年の健全育成	地域のおける青少年の活動拠点として, 青少年教育施設を中心とした多様な体験 活動の機会の提供等を行うとともに, 各 施設で実施する青少年向けイベントへの	生涯学習課	シンュニアリーダー及び高校生 クラブ交流大会	九州地区子ども会大会鹿児島大会が,8月9日~11日に予定されていたが,台風接近のため中止となった。大会の準備のための実行委員会が5回行われたが,ジュニアリーダークラブBAMBIからも,実行委委員として1人参加した。	ジュニアリーダークラブBAMB1の会員確保と研修 及び活動内容の充実
	積極的な参加を促進します。		●地区子ども会大会	北薩地区合同で育成指導者の研修も兼ねて, 薩摩川内市で12月6日に開催した。 参加者:市内子ども会員30名	幅広い参加者の確保
			●青少年ふるさと美化活動	夏季休業中に市内全域で,各単位子ども会ご とに実施。延べ1,158人が参加。	各単位子ども会での確実な実施への呼びかけ
			●単位子ども会対抗球技大会	各単位子ども会ごとに実施。球技大会以外の 取組で実施している子ども会も多数。	各単位子ども会活動の充実
学校施設等の開放などによる児童の居場所づく り	り開 学校開放等による小中学校のグラウンド 5児 の活用を進めるとともに、スポーツ少年 5く 団等の育成充実を図ることにより、児童 の居場所の確保を図っていきます。	生涯学習課	●学校体育施設の開放の促進と 利用者マナーの向上	学校体育施設の開放は市内の小学校8校中学校4校で実施。またマナーについては、小・中学校の教頭研修会、スポーツ少年団の指導者会で説明を行い、それぞれの学校でも学校開放運営委員会等で周知を行っている。	平成27年度から利用時間を延長した。使用時間の 徹底と,より一層の利用者マナーの向上が課題
主任児童委員又 は児童委員の子 育て家庭への支 援	真文 地域における児童の健全育成や虐待の防)子 止などに関する子どもと子育て家庭への)支 支援を, 住民と主任児童委員及び児童委 員が一体となって進めます。	生きがい対策課	●行政と主任児童委員との意見 交換会	主任児童委員と家庭相談員の情報交換会を年 4回開催。また,要保護児童対策地域協議会 の代表委員として民生・児童委員の代表に 入っていただくとともに,必要に応じてケー ス検討会議へ出席を依頼。	今後も情報交換を行い連携して子育て家庭の支援 を行っていく。
性の逸脱行動の「問語」を	10 性の逸脱行動の問題点等について,教	健康增進課	●健康教育のための出前講座	実施なし。	専門的知識が必要なため,実施は困難。実施する 際は専門の講師の準備が必要。
同時に守による教育・啓発	99 育・啓発を推進します。	学校教育課	●管理職研修会,養護教諭等研修会における指導	・管理職研修会,養護教諭等研修会において 指導・小・中学校で性に関する指導の実施	・小・中学校の発達段階に応じた指導の推進 ・PTAへの啓発と積極的な連携DVDの活用

			平成26年度の方向性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
たくが世間である。 本学者の S C · S S W の 2 と · S S W の 2 と · S S W の 2 と · S S W の 2 と · S S W の 2 と · S S W の 2 と · S S W の 2 と · S S W の 2 と · S S W の 2 と · S S W と · S W の 2 と · S S W と ·		いてめや不幸林	いじめや少年非行,引きこもり,不登校などの問題行動に対して,地域や教師,	生きがい対策課			研修会等への積極的な参加により,家庭相談員の 資質の向上を図る。また,専門相談所の臨床心理 士等とのケース検討を通して困難ケースへの支援 の方法を検討する。
子育て家庭の経済的文優 生涯学習課 ・ 本か年 () 本が (など問題行動への対応の対応	PTA, 行政等が連携して, 地域社会全体で対処する体制づくりを行います。また, これらの問題に関する講演会の開催、今啓発のための研修等に取り組みます。	学校教育課	ンセラー (S ソーシャルワー 派遣事業 S C, S S W と	DSC·SS 引, SC, S 上基本方針策	・未然防止,早期発見,早期対応の徹底・SC,SW,関係機関との積極的な連携・いじめ問題対策委員会等の開催
全書で家庭の経済的支援 佐婦の健康管理の无実及び経済的負担の 佐婦の健康管理の无実及び経済的負担の 佐婦の健康管理の无実及び経済的負担の 佐婦の健康管理の无実及び経済的負担の 佐婦の健康管理の天実及び経済的負担の 佐婦の健康管理の天実及び経済的負担の 佐婦の健康管理の天生及び経済的負担の 北京に「佐ちた帰い」 北京に「たちの保護を対象に医療費」 北京に「たちの子供の経済的負担を検験」に医療 北京により下着で仕事の経済に対し、 北京により下着で仕事の経済に対し、 北京により下着で仕事の経済に対し、 北京により下着で仕事の経済に対し、 北京により下着で仕事の経済に対し、 北京により下着で仕事の経済に対し、 北京により、日本がい対策関係では、 北京により、日本がに対策関係に対し 北京によりによりには、 北京によりになりに表するのの日本検えではない。 北京によりになりには、 北京によりになりに表するのの日本検えでは、 北京によりにないては月間に、 北京においては月間に、 北京において、 北京に対し、 北京に対し、 北京に対し、 北京に対し、 北京に対して、 北京に対して、 北京に対し、 北京に対して、 北京に対し、 北京に対して、 北京に対し、 北京に対し、対策関係に対し、 北京に対し、 北京に対しに対しが対しに対しが対しに対しが対しに対しが対しに対しが対しに対しに対しに対しに対				生涯学習課		童)	
医療を限りませる。 を受け、ます。 を受け、生きが、対策制 の手柱を を受け、主す。 には、 を受け、こことのは を受け、こことのは を受け、 をした、 をした。 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした。 をした。 をした。 をした。 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした、 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした、 をした。 をした、 をした。 をした、 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 を、た。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 をした。 を、 を、 を、こっ、 でした、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を	(2)		済的支援				
中学校修了前までの児童を対象に医療費 を助成することにより子育で世帯の経済 的負担を修成し、児童の疾病の早期発見 と早期治療を促進し、健康の保持増進を図 子育で世帯の経済的負担を軽減するため 子育で世帯の第3子以降の保育料の助成を 私立幼稚園に通園する児童の保護者に対 製育総務課 東京なります。 私立幼稚園に通園する児童のいる世帯に対し 東京なります。 本立幼稚園に通園する児童のいる世帯に対し 東京ない対策課 中学校卒業までの児童のいる世帯に対し 東京ない対策課 中学校卒業までの児童のいる世帯に対し 東古なります。 とがい対策課 ・多子世帯保育料軽減 ・幼稚園就園奨助費補助事業 はを開射の正常表準の行子の1で実施中。 多子世帯保育料軽減 ・幼稚園就園奨助費補助事業 ・幼稚園就園奨助費補助事業 ・幼稚園就園奨助費補助事業 ・3子世帯保育料軽減 ・3子世帯保育料軽減 ・3子世帯保育料軽減 ・3子世帯保育料軽減 ・3子世帯保育料軽減 ・3子世帯保育料軽減 ・3子世帯保育料軽減 ・3子世帯保育料軽減 ・3子世帯保育料軽減 ・3子世帯保育料軽減 ・3子世帯保育料軽減 ・3子世帯保育料軽減 ・3子世帯保育料軽減 ・3子世帯保育料軽減 ・3子世帯保育料等軽減 ・3子世帯保育制を ・3子世帯保育制を ・3子世帯保育制・中学校等 ・3子世帯保育制・中学校等 ・3子世帯保育制・中学校第2子の3歳以上中学校終7前児 ・3子世帯保育制・中学校第2子の3歳以上中学校終7前児 ・3日間に38円 ・3日間に300円で支稿。 ・3日間に300円で支稿。 は、月額5,000円で支稿。 ・3日間に300円を支稿。 は、月額5,000円で支稿。 に、14、14額5,000円で支稿。 中域200円で支稿。 中域200円で支稿。 中域201年を は、月額5,000円で支稿。 ・3中間に301、140,000円		妊娠・出産期に おける経費の助 成	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の 軽減を図り、安心・安全な妊娠・出産を 確保するため妊婦健康診査に対して助成 を行います。また、不妊に悩む夫婦に対 して不妊治療費の助成を行い、経済的負 担の軽減を図ります。	健康增進課		1, 674件 10件 4件)	県の不妊治療費助成事業と共に,市の特定不妊治療費助成事業の周知。 権費助成事業の周知。 他市町の状況の確認必要。
子育て世帯の経済的負担を軽減するため 保育料の負担の軽減を図ります。さらに 多子世帯の第3子以降の保育料の助成を 行います。 私立幼稚園に通園する児童の保護者に対 表を図ります。 ・幼稚園就園獎励貴権助事業 減を図ります。 ・幼稚園就園獎の開業 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料等域 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料等域 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料等域 ・多子世帯保育料等域 ・多子世帯保育料等域 ・多子世帯保育料等域 ・多子世帯保育料軽減 ・多子世帯保育料等域 ・多子世帯保育料等域 ・多子世帯保育料等域 ・多子世帯保育料等域 ・多子世帯保育料等域 ・多子世帯保育料等域 ・ 1,384円 ・ 38末満及び第3 子以降の子表もこかでは月額15,000円を支 に下係制限以上世帯の児童について は、月額5,000円で支給。 ・ は、月額5,000円で支給。 ・ は、月額5,000円で支給。 ・ は、月額5,000円で支給。 ・ 中球皮を業までの児童のいる世帯に対し		乳幼児医療費助 成事業		生きがい対策課		F度については,42,219,830円を助成し 未就学児 22,129,138円 小学生∼中学生 20,090,702円	出水市・長島町が高校生卒業 (18歳まで)を対象に医療費助成を拡大したことに伴い,出水地区内においては当市より医療費助成の対象が拡大された。
和立幼稚園に通園する児童の保護者に対 し、所得の状況に応じて保育料等の負担軽 減を図ります。 中学校卒業までの児童のいる世帯に対し て手当を支給し経済的負担の軽減を図り ます。 (1, 14 28 件 17, 569, 600円 ・多子世帯保育料等軽減 4件 11, 282円 (1, 1282円 (1, 1282円 (1, 1282円 (1, 14 282円 (1,		保育料の負担の軽減		生きがい対策課			平成27年度からの子ども・子育て新制度施行に伴う保育料については、これまでどおりの基準とし、さらに保育短時間認定子どもについては、現行の保育料の約8割の基準とした。また、幼稚園に該当する保育料についても、国基準の半額以下とした。
申学校卒業までの児童のいる世帯に対し て手当を支給し経済的負担の軽減を図り ます。 中学校卒業までの児童のいる世帯に対し 生きがい対策課 ●児童手当支給事業 給。さらに所得制限以上世帯の児童について は、月額5,000円で支給。 には、月額5,000円で支給。 には、月額5,000円で支給。 にいく。 にいく。 にいく。 にいく。 にいく。 にいく。 にいく。 にいく。 にいく。 にいく。 にいく。 にいく。 にいく。 にいく。		幼稚園の保育料 等の負担軽減		教育総務課	●幼稚園就園獎励費補助事業 ●多子世帯保育料軽減	事業	平成27年度から左記の事業については,生きが い対策課所管事業とする。
		児童手当の支給		生きがい対策課		第1子及び第2子の3歳以上中学校終了前児 童については月額10,000円,3歳未満及び第3 子以降の子どもについては月額15,000円を支 給。さらに所得制限以上世帯の児童について は,月額5,000円で支給。 平成26年度給付額は301,740,000円	

	平成27年度以降の課題	今後もパスポート所持者と協賛店の拡大を図り、 地域全体で子育てを支援する気運を高めていくこ とが必要。平成27年度については、2事業所が 新たに協賛店に申請された。	少子化対策と育児に係る経済的負担の軽減策とし て今後も実施していく。		今後も事業実施を継続する。	ひとり親対象世帯について,現汎届の際に自立支援事業,高等技能訓練促進事業及び自立支援給付金についての広報用チラシを配布。	今後とも相談体制を充実し,ひとり親家庭の不安 に向き合っていく。		今後も高齢者の生きがいづくりを視野に入れた交流活動を実施する必要がある。	今後も社会資源を有効に活用し,子育て支援サービスの充実を図っていく。
	平成26年度の取組状況	平成26年度のパスポートの発行枚数は56 枚。27年3月末までに累計269枚のパスポートを発行。市内の協賛店舗数は20店舗。	平成26年度支給実績は,第1子59人,第2子35人,第3子以降の子33人の計127人,商品券支給総額682万円。		●児童扶養手当支給事業 平成26年度実績は延べ3,288人に1億2842 万1060円を支給(母238人、父32人) ●ひとり親家庭医療費助成事業 3582円を助成した。 ●母子世帯に対する保育料軽減については、 手課税世帯等低所得者層について実施中である。	平成26年度の支給対象者は該当なし。 また,ハローワーク職員とともに,ひとり親 世帯の就労相談事業を実施。	家庭相談事業では,児童対策係の窓口と連携 し,ひとり親家庭で悩みを抱えている保護者 に対応。相談員2名体制で来庁相談のほか, 電話相談や巡回相談を実施。		高齢者と親子が触れ合う「生き生きサークル」や、地域住民のボランティアグループル」や、地域住民のボランティアグループのだかの学校」と児童クラブとの交流会に参加。また、2月中旬から3月上旬にかけて、老人福祉センターで「第3回あくねのひ 今電広く山展を開催し、子どもから高齢者ま 流で幅広く 出展を開催し、子どもから高齢者ま 流さる来館者があった。期間中さわやかクラブ主催の手作り教室を開催し児童と高齢者の交流も図った。	地区集会施設や農村環境改善センターで親子サークルを実施。今年度潟地区に子育てサロンが誕生し支援を行った。
o	事業名等	かごしま子育てパスポート事業	●出生祝い商品券支給事業		●児童扶養手当支給事業●ひとり親家庭医療費助成事業●母子世帯に対する保育料の軽減措置	母子家庭対策等総合支援事業	●家庭相談事業 ○市広報やホームページ等での 支援策の情報提供		●高齢者と若い親子との共催に よる「生き生きサークル」の実 施	児童館の空き時間の利用農村環境改善センター,各地域の公民館を利用した子育でサロンの開催
	担当課	生きがい対策課	生きがい対策課		生きがい対策課	生きがい対策課	生きがい対策課		生きがい対策課	生きがい対策課
	平成26年度の方向性	パスポートを提示した子育で家庭に対し, 企業や店舗独自に割引や優待サービスな どを提供することにより,地域全体で子育 てを支援する気運の醸成を図ります。	次世代を担う子どもの出生を祝福し,その健やかな成長を願うとともに, 育児に要する経費の経済的支援を行う。	ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭が増加している中,ひとり親家庭に相慮したきめ細やかな子育て支援サービスの展開を図るとともに、保護者の自立に向けた生活支援策、就業支援策、養力に向けた生活支援策、経済的支援策等につい、養育の化とり親家庭の現状を把握しつ、統合的な支援に取り組みます。	母子家庭等就業・自立支援事業や母子家庭自立支援給付金事業等の周知を図り,各種制度の活用指導を行い、母子家庭等の母の自立に向けた就業を支援します。	ひとり親家庭に対する,相談体制の充実 を図るとともに,関係機関が取り組む支 接施策に関する情報提供を行います。		地域における子育で支援施策を実施する に当たって, 子育て支援センター, 各保 育所・幼稚園において地域の高齢者等の 参画による異世代交流を行います。	学校の余裕教室や公共施設の余裕空間, 商店街の空店舗等の活用による,各種子 育て支援サービスの場を検討します。
		かごしま子育て 支援パスポート 事業の推進	出生祝い商品券 の支給		福祉サービスの 充実	母子家庭の母親 の就業促進	相談体制及び情 報提供の充実	7) その他	世代間交流の推進	社会資源の活用
	,			(9)				(2)		

			平成26年度の方向性	相宗難	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
2	母性血	並びに乳児及び幼	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進				
	(1)	子どもや母親の健康の確保	健康の確保				
		各種健診・指導 の充実	各種健診時や家庭訪問等を通じて,妊娠 (期から幼児期における子どもと母親の健 康の確保及び増進を図ります。また,各 種健診の受診率の向上を目指します。	健康增進課	●乳幼児健康診査 ●育児相談 ●穿庭訪問 ●両親学級	月児・1歳6か月児・ 11か月児育児相 2歯科健診を実施。育 2時%	育児相談及び各種健診の受診率の向上。 保健指導及び問診,スタッフの役割等の見直し。
		乳幼児健診等の機会における相談指導及び事故談指導及び事故子事故の事故・予算等の音楽の音楽の音楽の音楽の音楽の音楽の音楽の音楽の音楽の	育児に関する様々な不安や悩みの解消を 図るため、各種健診の場を活用した相談 指導等の充実を図るとともに、子どもの 虐待の発生予防や障がいの早期発見に関 ヨ する啓発を進めます。また、妊娠期から な 幼児期において継続した支援を行う体制 づくりに取り組みます。	健康增進課	こんにちは赤ちゃん訪問事業乳幼児健康診査育児相談家庭訪問両親学級	年間計画通り実施済み。 地区分担制にすることで,新生児期から一貫 した継続支援を実施している。 また, 子どもの成長発達に不安のある親子及 び得見不女のある家庭に対し、発達相談や巡 回療育相談、親子教室等を案内し、子育て支 程センターや療育施設と協力して支援している。	虐待の発生予防や障がいの早期発見のため、他機関との連携も含め健診後のフォローの徹底。保健予防係でのケース検討及び学校教育課との検討会開催。
			各種健診等の場を通じて, 誤飲, 転落, 転倒, やけどなど子どもの事故予防のた めの啓発に取り組みます。	健康增進課	●乳幼児健康診査 ●育児相談	健診で,発達に合わせた事故の特徴,予防方法を含め保健指導及びチラシの配布を実施。	継続実施
		「いいお産」の 適切な普及及び 妊婦に対する出 産準備教育や相 談の場の提供	妊娠中は精神的にも不安定になることが、 多いことから、母親が安全で、安心して、 出産できるよう、両親学級や相談窓口の 充実に取り組むとともに、出産後の子育 て支援サービス等の情報提供に努めます。	健康增進課	●母子手帳交付事業●妊婦健康診査の支援●両親学級●こんにちは赤ちゃん訪問事業	妊娠中に必ず1度は電話相談を実施(地区担当)。 初産婦には特に両親学級の参加を呼びかけている。	維続実施
	(2)	食育の推進					
				健康增進課	●乳幼児健診,育児相談,家庭 訪問,両親学級,親子教室等に おける助言・指導 ●食生活改善推進員による地区 活動	善き指導の時に併せて, や望ましい食習慣の定着 栄養指導を実施。	客旗
		1 H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の 定着,食を通じた心身の健全な育成を図 るため,食育に関する体験活動や子ども あため、生産のました。。。。	学校給食セン	●栄養教諭による市内全小・中学校を対象とした「食育の指導」の44年	【学校給食センター】 給食センターで、地元産のお米を使ったご飯 の自家炊飯を行い米飯給食の提供ができた。	【学校給食センター】 学校給食における衛生管理の徹底, 地元農水産物 の加工品を含めた安全・安心な食材の確保や食育 など, 心身ともにたくましく元気な「阿人根っ ユー・ニュナス・メー
		度に関する子省 の機会や情報提 供の充実	参加程の取組を促進するとともに, 「食事パランスガイド」の普及及び食育に関する情報提供に努めます。また, 食育基本法に基づき, 学校給食における地場産物の活用や「食」に関する体験活動など、各通じて食育の推准を図ります。	ダー学校教育課	●学りの表施 ●学りの表施 単校給後週間を中心として, 地域の特色を生かした献立] による学校給食を実施	【学校教育課】 ・栄養教諭による市内全小・中学校を対象と した「食に関する指導」の実施	ナ」の月成とのより。 「学校校の食育指導の全体計画の改善・充実 ・各学校の食育指導の全体計画の改善・充実 ・学校給食を活用した食に関する指導の充実 ・家庭と連携した食習慣の定着
				農政課	●地場産物の学校給食への推奨・地域の地場産物直売場の情報提供及び支援	・これまで、市内の農家からキュウリやえのきだけ等を給食センターへ提供するために農家への声かけを行っている。・防災無線及び広報(今月のこよん)による朝市等開催の情報発信(広報支援)	・給食センターから地場産物の提供依頼があれば, 市内の農家やJAなどと連携し推奨を図りたい。 い。 ・防災無線及び広報(今月のこよん)による朝市等開催の情報発信(広報支援)

_	
	o

男女共同参画社 み育てることについての教育・広報・啓 広げるための広報・啓発の展開 <mark>広報活動に努めた。 </mark>
--

			平成26年度の方向性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
			中学生、高校生などが、子どもを生み青	健康增進課		未実施	関係機関との連携が必要
	中けれ進・る合	中・高校生における乳幼児と触れ合う機会の促進	てることの意義を理解し、子どもや家庭 の大切さを理解できるよう、保育所、幼 稚園、児童館及び育児相談、親子教室の 場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を	学校教育課	家庭科,保健体育課,道徳の授業を通した指導 授業を通した指導保育所,幼稚園等における職場体験学習	・家庭科や保健体育科, 道徳の授業を通した 指導 ・保育所・幼稚園等での職場体験学習の実施	・小学校段階からのキャリア教育と関連させた機 会の設定 ・中学校での職場体験学習の充実
	ļ		充実させます。	生きがい対策課		職場体験学習時に保育園へ生徒を受け入れて いる。(上記と連携)	今後も受入予定。
(2)	· オチ (もの生き	る力の育成に向けた学校の教育環境等の整備				
	补 衣	学校教育の活性 化	子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や学習 ?支援員の配置による学校教育の活性化に取り組みます。	学校教育課	学校教育支援教員配置事業◆特別支援教育支援員配置事業	・中学校2校に学校教育支援教員を配置 (英語 計2名) ・小・中学校に特別支援教育支援員を配置 (8校 計11名)	・子どもの実態把握と個に応じた指導の充実・支援教員の増員や支援員の効果的な活用
	児童生	徒の学力	各種学力調査の結果から,一人ひとりの 課題を把握し,解決のための取組を進め ます。	学校教育課	●全国学力・学習状況調査, 鹿 塩, 全国標準学力検査 (NR T) の実施と分析 ●学校訪問等による校内研修の 元実 一研究指定のよる授業力の向上 ●小元前等力の上連絡会の方実	・鹿児島学習定着度調査,全国標準学力検査 の実施と分析,活用 ・各学校の校内研修会等への指導主事派遣 ・地区研究指定による授業力の向上(小学校 2校) ・年4回,小・中・高校の授業を通した学力 向上連絡会を実施	・教員の指導力向上を図る校内研修の充実 ・校内研修会での指導助言の充実 ・各種検査の分析・活用による授業の充実 ・短期研修講座への積極的な応募 ・鹿児島WEBシステムの活用
	河	道徳教育及び体 験活動の充実	豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制など、各学校の取組に対し、支援・指導を行います。また、道徳教育の大策を図るとともに、地域や学校などど連携・協力により、体験学習を一層充実し、特色ある学校づくりを行ってもらうよう支援指導していきます。	学校 数 育課 生涯学習課	●道徳指導法研修会 ●宿泊体験学習 ●華のぼんたん学寮 ●阿久根市未来をひらく「阿久 根っ子」事業	「学校教育課】 ・道徳指導法研修会の実施 ・集団宿泊学習や勤労体験学習、ボランティア 活動等を支施 ・未来をひら、「阿人根っ子」事業を活用した 特色ある教育活動を実施 ・道徳教育総合支援事業の推進「読み物資料阿 人根市の道徳」の作成 「生涯学習課】 ・華のぼんたん学療 ・・華のぼんたん学療 施・参加者:市内小中学生26名 あくねキッズスケール 夏季休業中にカヌー教室と文化財ウォッチング を実施。参加者:市内小中学生26名	【学校教育課】 ・道徳的実践力の育成を図る道徳授業の充実 ・地域に根さし、創意工夫による特色ある教育活動 の充実 ・読み物資料「阿久根市の道徳」の活用

	平成26年度の方向性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
問題行動や不登 校に対する相談 体制の強化	いじめ、少年非行等の問題行動や不登校 に対応するために, 相談体制の強化を図 ります。	学校教育課	●スクールカウンセラー配置事業●スクールソーシャルワーカー 派遣事業	 中学校4校にスクールカウンセラー(SC)を配置 学校の要請によりスクールソーシャルワーカー(SSW)を派遣 ケース会議の開催 	・学校と保護者,関係機関のより一層の連携 ・SC,SSWの効果的な活用
関係機関による ネットワークの 構築	いじめ,少年非行等の問題行動や不登校 に対応するために,児童相談所,子育て 支援センター,福祉事務所相談員,ス クールソーシャルワーカーとの連携を密 にし,情報の共有化に努めます。	学校教育課	スクールカウンセラー配置事業スクールソーシャルワーカー 派遣事業生活指導研究協議会	・中学校4校にスクールカウンセラーを配置・学校の要請によりスクールソーシャルワーカーを派遣・ケース会議の開催・年3回生活指導研究協議会の開催	・学校と保護者,関係機関のより一層の連携 ・SC,SSWの効果的な活用
スポーツ活動等の充実	子どもの体力の低下や生活習慣の乱れ、 肥満の増加などが指摘されています。子 どもの運動への関心意欲・態度や生涯に わたって積極的にスポーツに親しむ習慣 を育成するため、体育の複業及び運動部 高助を光実させるとともに、その指導に ることで、学校におけるスポーツ環境の みにして、学校におけるスポーツ環境の が果に取り組みます。また、スポーツ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	学校教育課 圧) 生) 生)	●運動部活動外部指導者派遣事業の推進 ●一校一運動の推進 ● 本校一運動の推進 ● 本 水一ツ少年団の育成と活動 のお実 のお実 ・ スポーツ少年団の指導者育成 と 登質の向上 ・ 多がげない子どもの水泳教室 ・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	「学校教育課】 ・全学校で児童生徒の実態把握のために、体力・運動能力調査を実施 ・「チャレンジかごしま」への取組 ・「チャレンジかごしま」への取組 ・「チャレンジかごしま」への取組 ・「チャレンジかごしま」への取組 ・「チャレンジかごしま」への取組 ・スポーツ少年団は、22団体・383名の団 員の加入があった。 ・市スポーツ少年団はた日的に、指導者会を年度初 めに実施した。 ・市スポーツ少年団がたと活動の充実及び指導者 の育成と資質向上を目的に、指導者会を年度初 めに実施した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「学校教育課】 ・児童生徒の体力・運動能力の二極化・学校教育における運動の生活化と基礎体力の育成・スポーツ少年団団員の減少による団の特続と団員の確保。・ 馬児島県が実施するスポーツ少年団指導者育成研修会及び市開催の指導者会への積極的な参加。・ 市及び県開催の指導者会への積極的な参加。・ チャレンジアップスイミング参加者の増と指導者の確保。・ 水の事故ゼロ運動。・ 水の事故ゼロ運動。・ かくねボンタンロードレース大会に2,500名以上の参加と大会ボランティアの確保。
建康教育の推進	生涯にわたる心と体の健康づくりに必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進します。	学校教育課	養護教諭研修会における指導 ●講師招へいこる健康教育の 推進 ●阿人根市学校保健研究協議会 の活性化	・養護教諭等研修会における情報交換・歯科衛生土等による歯科指導の実施・学校保健会の充実	・保健や保健体育、学級活動等の授業における健 康教育の充実 ・児童保健委員会や学校保健委員会の充実 ・「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進等,家 庭と連携した基本的な生活習慣の育成

	平成26年度の方向性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
地域に被ぶした 特色もの半校 へりの推進	学校評議員類似制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや地域の実情に応じた通学区域の見直し等、地域に根ざした特色ある学校づくりに向けた支援・指導を行います。	学校教育課	学校評議員類似制度の推進学校関係評価の推進○学校運営協議会制度の導入に向けた研修○第三者評価の導入の検討	・全小・中学校で年3回の学校関係者評価委員会の実施 は、学校情報の積極的な広報・公開 ・未来をひらく「阿久根っ子」事業による特色ある教育活動を実践	・学校関係者評価委員会の充実と開かれた学校づくりの推進 ・地域に根ざし、創意工夫による特色ある学校づくりの推進
教職員の適切な配置	学校評価システムによる事業の評価を実施し、指導力の向上に努めます。また、指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適切に行い、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価できる体制づくりを支援します。また、県教育委員会と連携し、指導力向上のための研修に取り組みます。	学校教育課	●教職員人事評価制度の充実 ●教育事務所合同訪問,教育委 員訪問,教育委員会事務局訪問 等による指導 ●資質の向上を必要とする教員 に対する人事管理システムの運	・教職員人事評価制度の実施 (自己申告・面談・業績等評価の実施) ・全小・中学校への学校訪問の実施による指導	・教員一人一人の指導力向上を図る校内研修の充実 実 ・教職員評価制度の充実(評価の蓄積) ・当初申告・中間申告・最終申告の面談の充実
学校施設の整備 の促進	学区施設や備品等の整備充実を図り、安 心安全な学習環境の中で子ども一人ひと りの特性に応じた教育環境の充実に努め ます。今後も、安全で豊かな学校環境の 中で、子どもの健やかな成長が図られる よう、学校施設の整備に取り組むととも に、必要な助言・指導を行います。	教育総務課	●校舎等維持補修事業(基金事業) 業) ●校舎等整備事業(臨時交付金・事業) ●校舎等整備事業 ●ペソコン等整備事業	・校舎等維持補修工事(小学校10件,中学校1/件) ・校舎等整備事業工事(臨時交付金事業:小学校4件,中学校4件) ・校舎等整備事業(工事:小学校8件,中学校3件,校長室空調機購入設置:小学校4校,中学校3件、登2件,校月室空調機購入設置:小学校4校,中学校4校,中学校4校)	・築30年以上経過した校舎等の大規模改修工事を計画的に整備していく必要がある。 ・学校規模適正化について検討。 ・計画的な備品購入及び新学習要領等による教育 振興備品購入。
学校を中心とし た地域での見守 り体制の整備	児童生徒が、安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体、学校などと連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境づくりを行います。	学校教育課	■スクールガードリーダー派遣 事業の推進●交通安全マナーアップ委託事 業の活用	・小学校に3名のスクールガードリーダーを 配置し、登下校の安全指導を実施 ・中学校区ごとの交通安全マナーアップ指導 員による交通指導見守り実施	・スクールガードリーダー派遣事業の充実 ・保護者・地域人材等による登下校の見守り体制 の整備 ・通学路等の安全点検の充実
幼児教育の質的 向上	子ども一人ひとりの個性を尊重し, 生きる力を育成するため, 幼稚園や保育所における幼児教育全体の質の向上に取り組みます。	学校教育課 生きがい対策 課	〇幼・保・小連携事業	【学校教育課】 ・幼保小連携の啓発	【学校教育課】 ・各小学校における幼保小連絡会の実施と研修の 充実
幼児教育と小学 校教育の円滑な 接続	子どもの発達や学びの連続性を確保する 観点から,幼児教育から小学校教育の円滑な接続に取り組みます。	学校教育課 生きがい対策 課	●幼稚園,保育園と小学校との 入学連絡会の実施	[学校教育課] ・特になし	【学校教育課】 ・各小学校における幼保小連絡会の実施と研修の 充実
幼児教育の充実	各地域の特色を考慮した幼児教育の振興 に関する政策プログラムの策定に努めま す。	学校教育課	I	・特になし	I

		平成26年度の方向性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
(3))家庭や地域の教育力の向上	(青力の向上				
	家庭教育支援の	身近な地域において,子育てに関する学 習かや情報の指供,相談や専門的人材の させないのも内地が、中間かる学 させないのもの地が、1000円	生きがい対策課	●子育て支援センターと母親クラブ等との共催による講演会や研修会の実施●家庭相談員による相談支援	親子教室でフラワーアレンジメントや教命教 急講座、歯磨き指導教室を実施。また、子育 て支援センター主催の心理カウンセラーによ る「子育て講演会」を開催し55名の参加が あった。家庭相談員による来庁相談の外、相 談者の家庭を巡回訪問した。さらに、臨床心 理士等の専門専門相談所を設置し、困難事例 に対応した。	今後も専門的人材を活用しながら,家庭教育力の向上を図っていく。
	九 未	渡以などの多体教育力の同正に関する文 援を行います。	生涯学習課	●家庭教育学級の開設 ●新1年生を対象にした子育て 講座の実施 ●市PTA連絡協議会の開催 ○地域において子育て支援の活 動を行う人材の養成	【家庭教育学級】 市内全小中学校で開設(13学級各学校年間8 回以上講座を実施) 【子育で学習講座】 就学時検診時に、保護者を対象に実施。参加 者:平成27年度新1年生の保護者149名 【市PTA連絡協議会】	家庭教育学級の講座内容の充実 (家庭教育の充実 に資する内容についての実施回数の増加) 子育て学習講座は, 就学時健診時に全校対象に1 会場で実施予定 市P連の活動充実に向けた役員との連携の強化
	子どもの生きる 力の醸成	子どもの問題を解決する力や他人を思い やる心、感動する心などの豊かな人間 性、たくましく生きるための健康や体力 を備えた生きる力を地域全体で育むた め、各関係機関のネットワークの充実に 取り組みます。	学校教育課 生涯学習課	●地域と連携した学校行事の推進通地域人材バンクの整理と効果的活用●問題解決型学習の積極的推進●活用力指導法研修の充実	「学校教育課】 ・管理職研修会や校内研修における指導主事による授業改善への提案 【生涯学習課】 【地域人材バンクの整理と効果的活用】 地域ぐるみで学校を支援する「かごしま学校 応援団事業」として、全小中学校で実施。人 材リスト登録者数:226名、学校支援延入 数:1,713名	「学校教育課】 ・授業改善への更なる指導の徹底 【生涯学習課】 学校の支援ニーズに対応したボランティアの発掘 (情報収集) とリストへの登録依頼 リスト登録者への積極的な支援依頼

		平成26年度の方向性	超景難	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
活力ある地域づくり	おしています。	すべての子どもが学習や遊びを通じて、 確かな学力の向上、確やかか心身の青成 を図ることができるよう、地域圧民や関 係機関等が協力し、地域の教育力の向上 に取り組みます。また、任確スポーツの 実現のために、地域任民のだれもが、年 齢、体力、技術レベルに応じて活動でき る総合型地域スポーツクラブの設立を促 値するとともに、子どもからお年寄りま で各世代がスポーツを楽しめる施設の整 備充集を図り、小・中学校グラウンド・ 体育館等の活用を推進します。	学校教育課生涯学習課	●学校評議員類似制度の推進 ・水産教室(体験学習) ・無食管及の啓発活動(料理教 室) の方実 ・カポーツ少年団の育成と活動 ・カポーツ少年団の育成と活動 ・カポーツ少年団の指導者育成 と資質の向上 ・ スポーツ少年団の指導者育成 を対 ・ はがけない子どもの水泳教室 ・ 神面と実施 ・ 神面と実施 ・ 神面と大加 ・ 一 が (遠泳)の ・ 一 が (遠泳)の ・ 一 が (立いな)の ・ 一 本 の を が (立いな)の ・ 本 た と の を が (立いな)の ・ 本 た と な が (立いな)の ・ ま な に な (立いな)の ・ ま な に な (立いな)の ・ ま な (立いな)の (立いな	【学校教育課】 ・各学校における学校関係者評価委員会の実施・各学校における学校関係者評価委員会の実化推進を選集】 ・スポーツ少年団は、22団体・383名の・スポーツ少年団育成と活動の充実及び指導者の育成と資質向上を目的に、指導者会を年度初めに実施した。 ・市スポーツ少年団交像大会を5月24日・市スポーツ少年団交像大会を5月24日・市スポーツ少年団交像大会を5月24日・ホスポーツの年団交像大会を5月24日・ボンドングップスイミング(旧「泳げなりてともの水泳教室」)を約2ヶ月間実施し、152名の参加があった。・新や子ともの水泳教室」)を約2ヶ月間実施し、152名の参加があった。・新学性スポーツの指導者育成、体験学習等を実施した。・あくねボンタンロードレース大会は、第31回として12月7日に開催し、前回より41回として12月7日に開催し、前回より41人増の2、596名の参加申し込みがあった。	「学校教育課】 ・学校関係者評価委員会の充実 (評価項目の見直し) ・公式ーツ少年団団員の減少による団の持続と団 員の確保。 ・ 鹿児島派実施するスポーツ少年団指導者育成 ・ 鹿児島県が実施するスポーツ少年団指導者育成 ・ 鹿児島県が実施するスポーツ少年団交齢大会への団 員・指導者の参加者増。 ・ チャレンジアップスイミング参加者の増と指導 ・ 赤の事故ゼロ運動。 ・ 水の事故ゼロ運動。 ・ おくねボンタンロードレース大会に2,500 名以上の参加と大会ボランティアの確保。
教職員による地域活動の参加の 促進		教職員の地域行事への積極的参加に向け た啓発を行います。	学校教育課	_	地域行事や市で取り組む「みどこい祭り」等 への参加の呼び掛け	地域行事等への参加に向けた啓発
読書活動の推進	りの推進	市立図書館を読書活動の拠点とし、本市子ども読書活動推進計画に基づいた読書活動推進計画に基づいた読書活動の充実のための支援に努めるとともに、「子ども誘書の日 (4月23日)」 4 タ「子どもといっしょに読書の日 (4月23日)」 2 3日) の同知や啓発を図りながら、誘書グループの育成や親子読書会の支援を行います。さらに、乳幼児の健康診断時を利用したブックスタート事業の充実を図ります。	生涯学習課	ブックスタート事業本に親しむ集い (図書館まつり)バンビ教室(読み聞かせ会)親子読書交流会	【生涯学習課】 ・市立図書館でのブックスタート事業の実施。 ・11月22日に本に親しむつどいを実施し、多読者表彰や読み開かせ等行った。来場者約200人 ・指定管理者制度を活用して図書館業務を委託し適正な管理に努めた。また、バンビ教室を行い、親子読書交流会の場を提供し、市内の親子読書会への支援を図り交流を行った。	【生涯学習課】 引き続き指定管理者制度を継承しながら図書館業務を委託し、適正な管理運営を図るとともに読書活動グループの支援を行う。

		平成26年度の方向性	租票	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
(4)	4	どもを取り巻く有害環境対策の推進				
	地域における有 害環境対策の促 進	学校、家庭、地域、関係団体が連携し、 青少年の健全な育成を害すると思われる 有害な環境の浄化に努めます。	生涯学習課	●校外生活指導連絡会による街 頭補導	夏季,冬季休業中に街頭補導を実施。実施回数:14回,参加者数:74名各単位PLAにおいても校区内を中心に街頭補導を実施。実施回数(14校合計):105回,参加者数:468名北陸地域振興局と合同で,県青少年保護育成条例に基づく有害図書・玩具等販売状況調査を2日に分けて実施。	街 伯蝪
	子どもの携帯電 話の適切な利用 の促進	チどもの携帯電話やインターネットの利 用の実態を把握し、問題点を明確にする ことで適切な利用を促します。	学校教育課 生涯学習課	●管理職研修会, 生活指導連絡 協議会等における指導	【生涯学習課】 市青少年問題協議会,家庭教育学級で携帯電話の適切な利用に関する資料提供,講話等を実施。	【生涯学習課】 携帯電話利用に関する最新事情の情報収集 全学校家庭教育学級での講話の実施 青少年健全育成に関する会議や集会での研修機会 の確保
	情報モラル教育の推進	情報モラル教育に関する研修会への参加 を推進し、授業等で児童・生徒へ児童することで、情報モラル教育を推進します。	学校教育課	●情報モラル研修会への案内 ●社会科,総合的な学習の時間 における情報モラルに関する指 導 ●情報モラルに関する後 供	・管理職研修会で情報モラルに関する指導を 実施 ・指導の実施 ・情報モラルに関する資料の提供	・情報モラルに関する授業の充実 ・携帯電話やスマートフォン,パソコン等情報機 器のフィルタリングに関する保護者への情報提供 と助言,啓発
4 7	子育てを支援する生活環境の整備	5環境の整備				
	(1) 良質な住宅の確保	保				
	ファミリー向け 賃貸住宅の供給 支援	多様な住宅ニーズに対応し、子育て世帯 を支援していく観点から、ファミリー向 け賃貸住宅等の供給の支援に努めるとと もに、住宅の建替え等を支援していきま す。	都市建設課	●公営住宅長寿命化計画策定	策定済み	平成23年度に策定した「阿久根市公営住宅等長寿命化計画」等に基づき、小規模な住宅を集約していく方針であるが、現在の生活スタイルに適合した施設や設備の整備を推進しながら、既存の住宅については、個々の状況に応じた改善を図っていく予定である。
	公共賃貸住宅の 優先入居	子育て世帯の居住の安定確保を図るた め,公堂住宅の利用方法や住宅資金融資 制度、建物の改修・改築への助成制度及 び補助事業,民間賃貸住宅に関する情報 提供を進めます。小さな子どものいる世 帯に対する公共賃貸住宅における人居資 格の緩和や優先入居の実施等を検討しま	都市建設課	◆寺山住宅建設事業	公営住宅建設事業の寺山住宅5号棟(18戸) が完成して, 平成27年2月から入居済み。	子育て世帯の居住の安定確保を図るため,今後 建設予定である寺山住宅(6・7号棟)において,子育て支援用住宅として建設を検討中である。

		平成26年度の方向性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
(2))良好な居住環境の確保	の確保				
	安全・安心な居住環境の整備	子育て世帯が、地域において安全・安心 で快適な住生活を営むことができるよ う, 住宅のユニバーサルデザインを推進 します。	都市建設課	●市営寺山住宅建設事業 (平成24年度から)	公営住宅建設事業に取り組み, 寺山住宅 (5号棟)建設が完了した。	公営住宅建設事業に取り組む、予定であったが国 庫補助金の関係で次年度建設に向けて取り組む予 定になった。
	良好な住宅市街 地の整備	利便性の高い市街地での居住を希望する子育で世帯のニーズの把握に努め,住民が安心して生活できる総合的なまちづくりを目指します。また,潟土地区画整理事業で整備された土地の有効利用を図っていきます。	都市建設課	l	未処分市有地の売却を進めており,子育て世 代1 世帯が購入され,住宅建設の実績があっ た。	平成27年は、固定資産税評価額の見直しに合わせて価格の見直しを行った。また、潟土地区画整理事業地区内定住促進補助金の購入価格の10パーセント、上限価格100万円を見直し、購入価格の10パーセントとした。
	シックハウス対 策の推進	室内空気環境の安全性を確保する観点から,シックハウス対策を推進するとともに,その情報提供の充実に取り組みます。	都市建設課	●換気設備の設置及び有害物質 の使用制限	寺山住宅建設工事で住宅には換気設備が必要な施設となり、24時間換気設備を取り付け、シックハウス対策では、内装材等は4スター材を使用した	公共施設の整備では、換気設備の必要な施設に は、換気設備の設置するとともに、内装材では4 スター材を使用するように計画する。
(3))安全な道路交通環境の整備	環境の整備				
	子どもに配慮し た公共施設の整 備	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、駅、公共施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化について検討していきます。	都市建設課	●社会資本整備総合交付金事業 (楊之浦線道路改良工事)	子供や高齢者、障がい者等の移動の円滑化を図るため、舗装の老朽化の著しい路線の表層の舗装打ち替え等を行った。	安全で円滑な移動を確保するため、適切な維持管理努める必要がある。
	安心・安全な居 場所づくり歩行 空間の整備	事故の危険性の高い通学路において,歩 道等の整備等,安全・安心な歩行空間の 創出を目指し,国土交通省の補助事業の 優先的な実施を含めて取り組みます。	都市建設課	●社会資本整備総合交付金事業 (中央線多田道路改良工事・中央線大川道路改良工事) ●街路灯等の設置	通学路等における安全・安心な歩行空間の確保を図るため、歩道の設置、区面線の設置、カラー舗装、転落防護柵設置を行った。また、中央線大川道路及良工事においては、政策を行った。平成26年度は、市街地の回遊機を行った。平成26年度は、市街地の回遊機線を構造、本間及根港線、琴平港橋線の3路線を持った。当時、東京、市街地の影とはにおいて、歩車道境界プロックやカラー舗装等により分離を行った。	 ・平成27年度以降も引き続き、市道の歩行者安全確保のため、拡幅改良工事、歩道設置、歩車道分離の医面線設置及びカラー舗装、防護柵等の整備を早期に図る必要がある。 ・夜間における歩行者の通行の安全を確保するため、特に交差点部等においては照明の確保するた必要がある。
(4)		- 安心して外出できる環境の整備				
	公共施設等のバ リアフリー化の 促進	妊産婦や乳幼児連れの家族など,すべての人が安心して外出できるよう, 高齢、者, 障がい者等の移動等の円滑化の促進しに関する法律に基づく基本構想等を踏まえ, 道路, 公園, 公共交通機関, 公的建築物等ハード面におけるバリアフリー化に取り組みます。	都市建設課	I	平成26年度に塩鶴・塩浜公園の多目的トイレ新築をはじめ、広場等の施設整備を行った。公園の移動円滑化条例に基づき, バリアフリー化を行った。	今後,中央公園の遊具改築をはじめ,公園施設の整備及び改築・更新・修繕を行う際は,移動円滑化条例に基づいて実施する予定である。
	心のバリアフリーの推進	「心のバリアフリー」の啓発に取り組み、ソフト面からもバリアフリー化を推進します。	生きがい対策課	-	取組なし	小さい子どもを連れた母親に限らず,お年寄りや 障がいのある人に対して,地域で気軽に支援の手 を差し伸べられるような気運の醸成をはかる必要 がある。

•		

・・・・・・・・
公共施設等にお お・手洗い器, ペドーベッド, ペピー ける子育で世帯 チェア, ゆったりした化粧室, 接乳室の 課 にやさしいトイ 設置などの子育で世帯が安心して利用で お市建設課 と等の整備 きるトイレの整備等に取り組みます。
子育てバリアフ 各種のバリアフリー施設の整備状況な リーに関する情 ど, 子育でに関するバリアフリー情報の 生きがい対策課 報提供 提供に取り組みます。
安全・安心まちづくりの推進等
子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを目指し、道路、公園等の公共施設くりを目指し、道路、公園等の公共施設と時代の設置、公園等の公共施設を居住の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計に取り、配慮した環境の対する意識の啓発に取り組みます。ま都市建設課の対する意識の啓発に取り組みます。ま都市建設課等の改善を図るため、市道の法面を、入り、大、この犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性の高等、シャッタ一等の建設部品や関係機関・団体と連携して、防犯性の高等、シャッタ一等の建設部品や、関係機関・団体と連携して、防犯性の高速には、対して、防犯性の高速には、対して、防犯性の高速には、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、
職業生活と家庭生活との両立の推進
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
女性の再款職支援セミナー、子育でママのリフレッシュ講座などの充実に努め、 女性支援に取り組みます。また、企業や そこに働いている個々人の意識の把握に そこに働いている個々人の意識の把握に 和の実現に向け、た社会の実現に関する意識の醸成に一層 た社会の実現に関する意識の醸成に一層 た社会の実現に関する意識の醸成に一層 た社会の実現に関する意識の酸成に一層 た社会の実現に関する意識の酸成に一層 た社会の実現に関する意識の酸成に一層 をおい対策 のためのリフレッシュ講座や男性の料理 数室などを実施し、男性の家庭参画を図 るとともに、保育園・幼稚園児が各企業 を訪問する取組を子育て支援センターと 連携して実施していきます。

		平成26年度の方向性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
	一般事業主行動 計画の策定に向 けた支援	雇用する労働者が301人以上(平成23年4月1日以降は101人以上)の事業主は、「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられていることから、その策定の支援について検討を進め、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」の一層の推進を図ります。	生きがい対策課	○一般事業主への情報提供	取組なし	市内の従業員101人以上の事業所への情報提供を行っていく。
	次世代育成支援 に関する情報提 供の充実	通所保育や幼稚園で預かり保育、放課後児童クラブなどの, 仕事と子育ての両立を支援する保育サービスに関して, 必要な方が必要なときに利用できるよう, 効果的な情報提供の充実に取り組みます。	生きがい対策課	_	ホームページによる情報提供を行うととも に、保育園や幼稚園、学校の協力を得て直接、保護者に対して文書を配布するなど効果的な情報提供に努めた。	平成27年度からの次世代育成支援法の延長に伴い, 子ども・子育て支援計画として, PDCA作業を展開する。
	企業に対する研 修等の充実	固定的な役割分担意識は,依然として根強く残っており,職場における慣行・しきたりの見直しと男女共同参画に関する認識を深めるための広報啓発を積極的に実施するとともに、関係機関との連携をめ、就業環境の整備・充実を推進し、多様な働き方を支援します。	企画調整課商工観光課	「ワーク・ライフ・バラン 人」についての啓発 〇男性の育児・介護休業制度の 利用促進 ○鹿児島労働局雇用均等室との 連携	【企画調整課】 ・働く女性の家にて関係内容が掲載されているパンフレット・チラン等を配布 「商工観光課】 県の基金事業を活用した緊急雇用創出事業を阿人根商工会議所に委託し、簿記講座や経営講習会を開催し、企業等の経営安定を図ると同時に、処遇改善プロセスによる人材育成と処遇改善を図った。	【企画調整牒】 一般世帯への啓発は行っているが,企業への啓発 一般世帯への啓発は行っているが,企業への啓発 連携を図りながら、多様な働き方が認められる社 全的気運を離成する必要がある。 「商工観光課】 県の基金事業を活用した緊急雇用創出事業(中 小企業人材育成及び雇用創出支援事業)の実施期 間が1年間であり,平成27年6月で終了したた め,新たな事業に取り組む必要がある。
	子育て支援に取り組んでいる企 り組んでいる企 業や店舗の情報 提供	子育て支援に取り組んでいる企業や店舗 の情報提供を行い, 他の企業やて店舗 の広がりと啓発を推進します。	生きがい対策課	●かごしま子育て支援パスポート事業の推進	出生祝い商品券配布時に子育て支援パスポート事業の説明文書を配布。	事業に協賛する市内店舗や企業の拡大と,子育て 支援に取り組む企業周知を図る。
(3)	仕事と子育ての	と子育ての両立のための基盤整備				
	仕事と子育ての 両立のための基 盤整備	共働き世帯の増加を踏まえ,保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実など,多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。	生きがい対策課	●特別保育事業の実施 ○放課後児童クラブの充実	延長保育事業は市内8カ所の保育施設で実施 (うち, 1カ所は自主運営) 一時預かり事業は市内6カ所の保育施設で実 施	平成27年度からの子ども・子育て新制度に係る 事業についての整理 第2阿久根学童クラブ施設整備の検討

びよって年に終め舗暦				各世代に応じた段階的な交通安全教育を関係機関と協力しながら行う必要がある。 交通安全協会等のイベント等に積極的に協力 し、参加していく。	交通安全協会と協力しながら, チャイルドシート の安全な着用について広報等を行う	夏休み及び冬休みなどにおける街頭指導,広報を行う。		「総務課】 地区防犯組合,市防犯組合等関係機関と連携して、安全パトロール等の啓発運動に取り組む。 【生涯学習課】 実効性のある協議題の設定(全市的な青少年健全育成の取組を充実させるための協議)	「総務課】 地区防犯協会や市防犯組合等の関係機関と連携して、安全パトロールを行うなどの啓発活動に取り組む。 【生涯学習課】 街頭補導における巡回指導場所の設定 危険箇所や生徒指導上問題となりうる場所(溜り場)等の情報収集
以代表 化甲代甲烷	74/4-14/4-1-2-2-1-2-1-2-1-2-1-2-1-2-1-2-1-2-1-2-			春、秋の全国交通安全運動期間中、市内小中学校において交通安全指導員による交通安全 教室を開催した。また、同期間中、職員によら始代と る街頭立哨や防災無線による交通安全の広報 を行った。 県警ひまわり号による市内の園児を対象に した交通安全教室を開催した。	交通安: の安全:	交通安全教室において,安全な乗り方や正し 夏休み、い交通ルール・マナーの習得について指導を 行う。		【総務課】 関係機関と連携して,「全国地域安全運 地区防動」期間中防犯チラシを配布し、啓発を行って、安全たった。 た。 生涯学習課】 10月21日に開催。委員数:19名 実効性の、 青少年健全育成に関する市内の状況説明、意育成の取見及換、携帯電話の利用に関する資料提供等	【総務課】 地区防犯協会や市防犯組合と連携して、地 地区防犯 域安全点検に参加した。 【生涯学習課】 夏季, 冬季休業中に街頭補導を実施。実施回 街頭補導 数:14回,参加者数:74名 各単位PTAにおいても校区内を中心に街頭補 場)等の4 導を実施。実施回数(14校合計):105回,
車業分体	+ * * * *			●交通安全専門指導員による交 通安全教室の開催	ſ	ı		●市青少年問題協議会の開催	夏休み・冬休み期間中における街頭補導
五光	T I			総務課	総務課	総務課		終務課 生涯学習課	総務課 生涯学習課
世界の8年 中央 中央 大学工学 本学工学 中央 サック 代表	7 77		どもの交通安全を確保するための活動の推進	国の基本方針に基づき交通安全教育を段階的かつ体系的に行うとともに,交通安と教育に当たる職員の指導力の向上を図ります。また,地域活動における指導者を育成し,子どもを守る地域の取組を推進します。	チャイルドシートの使用効果や正しい使 用方法に関する普及啓発活動を一層充実 させるとともに、保護者等に対する指 等・助言、情報提供等の充実を図ること で・カードシートを利用しやすい環境 づくりに取り組みます。また、チャイルドシートの貸出事業について検討を進め ます。	交通安全教室において, 自転車の安全利 用の講習や広報活動を実施します。	どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	全国地域安全運動期間における防犯チラシの配布や安全パトロールを実施するほか, 防犯意識の高揚を図ります。	地域住民の防犯に関する自主的な活動の一層の推進を図ります。また、夏祭り等において実施している青少年育成の分等のの別がトロール等の取組を関に拡充しまます。さらに子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援を目指したイベントを開催し、作文コンクールや絵画コンクールの一層の充実を図ります。
		子ども等の安全の確保	子どもの交通安全		チャイルドシー トの正しい使用 の徹底	自転車の安全利 用の推進	子どもを犯罪等の	地域における自 主防犯活動の推 進及び防犯に関 する情報の共有 化	地域住民によるの安全対策の推進
		6 子ど	(1)				(2)		

(平成26年度の方向性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
(3) 被害に遭った子ともの保護の体部 (5) 被害に遭った子ともの保護の体部 (6) 被害に遭った子ともの保護の体部 (7) 被害に遭った子ともの保護の体部 (8) 被害に遭った子ともの保護の体部 (9) 被害に遭った子ともの保護の体部 (9) がます。 (1) 「原産治療のよりが持つ。 (1) 「原産治療のは、(1) 「原産療験」となるが、(1) 「原産治療のは、(1) 「原産治療のは、(1) 「原産治療のは、(1) 「原産治療のは、(1) 「原産療験」を使い、(1) 「原産療験」の、(1) 「原産・(1) 「原の・(1) 「原の・(1		<u> </u>	5犯講習の実施	振り込め詐欺や不審者による声かけ事案が発生していることを考慮し、関係機関と連携、協力し、防犯講習の実施を図ります。	総務 学校教育 課			「総務課】 振り込め詐欺被害防止をはじめとした防犯講習 会の実施について検討する。 【学校教育課】 ・各学校における不審者対応訓練の充実
(3) 被害に遭った子どもの保護の推進 技術に遭った子ともの保護の推進 技術に遭った子ともの保護の推送を放化し、きめ神やか でもの保護の推送を放化し、きめ神やか が関係機関と連携を強化し、きめ神やか の関係機関と連携を強化し、きめ神やか の関係機関と連携を強化し、きめ神やか の関係機関と連携を強化し、きめ神やか の関係機関と連携を強化し、きめ神やか の関係機関と連携を強化し、きめ神やか の関係機関と連携を強化し、きめ神やか の関係機関と連携を強化し、きめ神やか の関係機関と連携を強化し、きめ神やか の関係機関と連携を強化し、きめ神やか の関係機関と連携を強化し、きめ神やか の関係機関と連携を強化し、きめ神やか の関係機関と連携を強化し、きめ神やか の関係機関と連携を強化し、きめ中が の関係機関を含めた地変を確保するため してが比してもです。 の関係機関を含めた地変を体ですともを の関係機関を含めた地変を体ですともを の関係機関を含めた地変を体ですともを ともの度や体関値 の関係機関を含めた地変を体ですともを がの構築 の関係機関を含めた地変を体ですともを の関係機関を含めた地変を体ですともを がの情報を の関係機関を含めた地変を体ですともを の関係機関を含めた地変を体ですともを の関係機関を含めた地変を体ですともを の関係機関を含めた地変を体ですともを の関係機関を含めた地変を体ですともを の関係機関を含めた地変を体ですともを の関係機関を含めた地変を体ですともを の関係機関を含めた地変を体ですともを の関係機関を含めた地変を体ですともを の関係機関を含めた地変を体ですともを の関係機関を含めた地変を体ですともを の関係機関を含めた地変を体ですともを の関係機関を含めた地変を体ですともを の関係機関を含めた地変を体のがした にが関係がが の DV 防止及 化粧音者支援表本 に 関係機関は こつ、、その特殊と通信 の DV 防止及 化粧音者支援表本 に 関係機関と この特を通信 の DV 関係す内連絡会臓の砂磨 に 関係機関は こつ、、その特容を通信 の DV 関係す内連絡会臓の砂磨 に 関係機関と この特を通信 の DV 関係す内連絡会臓の砂磨 に 関係機関と この特殊を通信 の DV 関係す内連維 の DV 関係す内連絡会臓の砂磨 に 関係機関と この特を通信 の DV 関係す内連絡会臓の砂磨 に 関係機関と この特別を の DV の 正し、 その特別を の D M B M D M D M D M D M D M D M D M D M		以下	がれランティ Pに対する支援	地区安全協議会などの防犯ボランティア 団体に対しての物品の配布等の支援を行 います。	総務課		つ, 防犯ペトロー	ノティア団体に対し,防犯グッズの 自主的な活動を促す取り組みを行う
 (4) 児童虐待等のより被害を ともの保護の地でな気の機能に取り組みます。 (5) 児童虐待なンールカウンセラー等 学校教育課	<u> </u>		った子	どもの保護の推進				
 		を心道	攻害に遭った子 ごもの保護の推 筆	犯罪, いじめ, 児童虐待等のより被害を受けた子どもの心のケアを図り, 支援するため, 学校やスクールカウンセラー等の関係機関と連携を強化し, きめ細やかな支援の継続に取り組みます。	学校教育課	スクールカウンセラ スクールソーシャル 置事業 相談支援事業	ーやスクールカ	・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの派遣による支援 ・関係機関との連携強化
児童虐待防止対策の充実 (程きがい対策課]		更保護)	児童への対応な	こどきめ細かな取組の推進				
(生きがい対策課)			1童虐待防止対	策の充実				
		★ √ 作	b域における子ざもの見中り体 が 連の 連続	児童虐待や配偶者等からの暴力 (DV)の 早期発見と子どもの安全を確保するため 行政・医療機関・学校・保育所・警察等 の関係機関を含めた地域全体で子どもを 見守る支援体制づくりに努めます。	生きがい対策 ・ 一 ・ 学校教育 ・ 学校教育	●民生・児童委員との連携 スター掲示や保育所等へのチラン配布 を担当者による定期連絡会の開 毎「女性による暴力をなくす運 動」「DV防止法」等の周知を 行い、女性に対する暴力の防 止・顕在化に向けた広報啓発の は・顕在化に向けた広報啓発の は・顕在化に向けたば報啓発の かるで支援に向けた「精報提供と 型場 ●DV防止・相談窓口の周 報・啓発 ●DV防止・相談窓口などの広 報・啓発 ○DV防止及び被害者支援基本 計画の策定 ○DV防止及び被害者支援基本 計画の策定	【生きがい対策課】 ・11月の児童虐待防止月間にオレンジリボンツーと職様を庁内に設置し啓発を呼びかけた。また。市内小・中学校、保育園、幼稚園、日程・一年、一年、保育園、幼稚園、大学校や保育園、幼稚園、児童クラブ等を定すが必要力を引きなった。一方で、一月112日~25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、働く女性の家において、一ブルリボンツリーの設置、ボスターをなくす運動」期間中に、働く女性の家において、ボーブルリボンツリーの設置、ボスターをなくす運動」期間中に、働く女性の家において、ボーブルリボンツリーの設置、ボスター、1月12日~25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、働く女性の家において、ボーブルリボンツリーの設置、ボスター、1月2日~25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、働く女性の家において、ボーブルリボンツリーの設置、ボスター、1月重虐待防止について、その内容と通告業務等に関する学校への周知	【生きがい対策課】 関係機関との情報共有を図るため、スムーズな連携が取れるように各関係機関への周知を図っていく。 いという認識を徹底する必要がある。 ・被害者の保護・教済・生活再建に向けた支援が円滑に行われるよう、関係機関の連携強化が必要等がある。 ・協電信待防止に関する通告義務を含む関係法規等の学校への周知の徹底 ・関係機関との連携強化。

		平成26年度の方向性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
	要保護児童対策 地域協議会の機 能強化	「子どもを守る地域ネットワーク」として の要保護児童対策地域協議会の機能強化 を図り,より迅速で適切な対応に努めます。	生きがい対策課	○実務者会議・ケース検討会議 の定期的な開催に向けての取組	平成26年度は,代表者会議を1回,実務者 会議を8回,ケース検討会議を12回開催。	実務者会議において各課が対応しているケースの進捗状況を把握し,必要に応じて支援ケース検討会議を開催していく。
	児童虐待に関す る県との連携	児童虐待に関する出頭要求,立入調査,一時保護の実施が適当と判断した場合は,県知事又は児童相談所長に通知し,県の行う検証作業に参加・協力することが必要なため,県との連携強化に取り組みます。	生きがい対策課	●児童相談所との連携 (児童虐待防止ネットワーク会議の活用)	児童相談所の支援を受けたケースは,同行訪問は2件,電話による助言が1件,ケース検討対会議への出席が5件であった。	今後も支援困難なケースについて, 児童相談所と連携を図っていく。
	各種健診・指導 等の機会におけ	保健師等によるこんにちは赤ちゃん訪問事業等の訪問率100%を目指します。また, 児童虐待の発生を予防するため,各種健診や保健指導, 母子保健活動等のあろゆる機会を推じて. 妊娠・出産・乳	健康増進課件を必要を	●こんにちは赤ちゃん訪問事 業,新生児訪問,乳幼児健康診 者による早期発見	【健康増進課】 保健師による訪問 新生児訪問 延87件 未熟児訪問 延10件 乳児訪問 延86件 こんにちは赤ちゃん事業 130件 は診未受診者への電話連絡及び訪問の実施。	【健康増進課】 今後も必要な家庭に対し各関係機関と連携し必要 に応じケース検討を実施していくことが必要。
	東東 東 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	幼児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭とりまする家庭については、養育支援訪問始業等の適切な支援につなげます。	i iii	援家庭への早	【生きがい対策課】 母子保健担当の保健師との連携により、妊 娠・出産・育児に支援の必要な家庭や,子育 てに不安を抱えている家庭に同行訪問し、互 いの情報を共有し役割分担しながら支援を 行った。	【生きがい対策課】 母子保健担当課との情報交換を密にし、養育支援 が必要な家庭を早期に把握し訪問相談体制を強化 し、母親の育児不安の解消により虐待の防止に努 める。
	関係機関との連 携の強化及び情 報の共有化	児童福祉担当課と母子保健担当課との連 携の強化を図ります。あわせて、地域の 医療機関、医療関係団体等との効果的な 情報提供・共有がなされるための連携体 制の構築を図り、虐待の早期発見、早期 対応に取り組みます。	健康増進課 生きがい対策 課	●ケース検討会議の開催	【健康増進課】 随時開催 【生きがい対策課】 平成26年度は要保護児童対策地域協議会に おけるケース検討会議は12回開催。随時, 母子保健担当の保健師との情報交換た同行訪 問を実施した。	【健康増進課】 各関係機関と連携していく。 【生きがい対策課】 今後も、必要に応じて、ケース会議を開催し、各 関係機関との情報共有を図り、関係機関の役割を 明確にしながら支援を強化していく。
	主任児童委員や 児童委員等との 連携強化	主任児童委員や児童委員等との連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応に取り 組みます。	生きがい対策課	情報交換会の開催	家庭相談員と主任児童委員との情報交換会 (年4回) の開催や学校訪問(年1回)を実 施。	今後も継続して実施していく。
(2)	障がい児施策の充実	充実				
	障がいの早期発 見・早期対応	障がいの原因となる疾病や事故の予防及 び早期発見・治療の推進を図るため、妊 婦及び乳幼児に対する健康診査の受診率 の向上を図ります。	健康增進課	妊婦健康診査の支援乳幼児健康診査	乳幼児健診にて、発達チェックを実施。支援が必要な場合は、子育で支援センター等関係機関と連携してフォローを実施している。フォローの親子教室(年齢別)を実施しており、乳児期から早期に介入し、支援を実施している。	今後も関係機関と連携しながら,早期に支援ができるようなシステムを構築していく必要がある。
1		1				

平成27年度以降の課題	継続実施	早期発見・早期擁育を充実させながら、本人及び 家族支援を充実させていく必要がある。 また、障がい児相談支援事業を導入することで、 相談員の専門知識を活用しながら、最適なサービ スの利用等を促していく。 さらに、27年度からの発達支援センターこじか の建設事業に伴い、訪問支援事業等の活性化を図 る。。	・特別支援教育支援員配置事業の継続と研修会の 実施による資質の向上 ・障がいの状態やニーズに応じた適切な教育的支援を行うための教育相談の実施, 個別指導計画・ 個別教育支援計画の作成	【学校教育課】・関係機関で実施される教育相談、発達相談に関する情報提供の充実	障害のある児童の児童クラブへの受け入れについては、保護者、学校、保育園、幼稚園等との情報 交換を十分行う必要がある。 保育施設においては、子ども・子育で新制度によ り、療育保育加算が制度化され、障がい児保育の 充実が図られた。本市においては継続して単独事 業の障がい児保育事業を継続していく。また、当 該児童について近隣自治体への広域入所の際の障 がい児保育補助事業の充実を図る。
平成26年度の取組状況	出水地区ネットワーク会議 (児童部会)の参 権加 (生きがい対策課・健康増進課とも)保健前等による家庭への訪問による相談支援事業	1×1 7 1 3ml	・特別支援教育担当者(コーディネーター) 研修会の実施 ・特別支援教育学校巡回相談の活用 ・教育相談の実施 ・教司表議教育支援員の配置 ・統別支援教育支援員の配置 ・就学指導委員会の開催	【学校教育課】 ・関係機関で実施される教育相談、発達相談・ に関する情報提供	「 Right
事業名等	●出水地区ネットワーク会議 (児童部会)の活用 ○家庭への訪問による相談支援 体制の充実	●児童発達支援事業 ●放課後等デイサービス事業	 特別支援教育に関する研修会 (特別支援教育コーディネー ター, 担当者) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●就学指導委員会 ●県による療育相談等の情報提 供及び推進	●障がい児を受け入れている保育園への補助
担当課	生きがい対策 課 健康増進課	生きがい対策課	2枚教育課	学校教育課 仕きがい対策 課 健康増進課	生きがい対策課
平成26年度の方向性	障がい児の健全な発達を支援し, 介助する家族も含めて身近な地域で安心して生活できるようにする観点から, 障がい福祉計画との調和重をはじめとする個別福祉計画との調和を図り, 施策の推進に当たっては,関係各課が連携して取り組みます。	適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備など、ライフステージにあわせた一貫した児童通所サービスの提供に努めます。また、障がい児相談支援事業を通じて、保護者に対する自児相談を推進するとともに、家族への支援に取り組みます。	学習障がい(LD),注意欠陥多動性障が、(ADHD)など,発達障がいのある児童生徒については、障がいの状態に応じて、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。また,発達障がいを含む障がいのある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要な力を培うため,教員の管質向上を図ります。	発達障がいに対する理解を深めるため、 啓発及び情報提供に努めるとともに、発 連障がいのある児童を保護する家族が適 切な育児を行えるように支援します。 た、発達障がいの可能性のある児童の保 護者に対して、発達障害者支援センター 等の関係機関における相談などの情報提 供を行っていきます。	保育所及び放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れを一層推進するとともに、受け入れに当たっては、各関係機関との情報の共有化に努め、連携を図ります。
	保健・医療・福祉・ 医療・福祉・ 教育等の関係機関の連携強化	児童通所サービスの充実	発	発達障がいた関 する総合的な支 援	関係機関におけ る障がい児の受 入の推進

次世代育成支援対策推進後期行動計画における特定12事業の実績について

O 特定12事業について 本計画策定当時において国が保育事業などの子育て支援策において重要な12事業を選定し, 市町村 が地域行動計画を策定するにあたってはその全ての事業に対して数値目標を義務づけている事業です。 下記表については, 策定当時の平成26年度の目標数値に対し, 実績値を表記したものです。

	事業名	平成26年度 目標数値	平成26年度 実績	備考
1	通常保育事業	7か所 509人	8か所 513人	在籍児童数は3月31日現在 広域入所は含まない。 (広域入所児童数55人)
2	延長保育事業	7か所	7か所	補助事業対象施設のみ。
3	夜間保育事業	0か所	0か所	
4		0か所	0か所	
2	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	0か所	0か所	平成27年度から事業開始
9	一時預かり事業	7か所 1,800人	5か所 1,313人	補助事業対象施設のみ。 自主事業は含まない。
7	特定保育事業	0か所	0か所	H26年度現在補助事業な し。
8	休日保育事業	1か所	0か所	
6	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育・施設型)	0か所	0か所	
10	放課後児童健全育成事業	7か所 197人	8か所 288人	人数は平均登録児童数
11	地域子育て支援事業センター事業	2か所	2か所	
12	12 ファミリーサポートセンター事業	0か所	0か所	

議事 2 放課後児童部会の設置について

◆部会設置理由

平成26年7月に国が策定した「放課後子ども総合プラン」において、次 代を担う人材育成の観点から、共働き家庭等の児童に限らず、すべての児童 が放課後等に様々な体験・活動を行うことができるような対策を講じること とされ、学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施 促進を図るよう求めています。

本市においては、平成26年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画」において、「放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての子どもを対象として放課後等に、地域の方々の協力を得て、児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全で安心な居場所づくりを推進することとしています。

現在,本市では放課後対策として,放課後児童クラブの設置,学校施設を開放したスポーツ少年団の育成支援等を行っていますが,今後「子ども・子育て支援事業計画」に掲げた施策について,福祉と教育の関係機関が実施状況や問題を共有し,事業検証や問題解決に向けて協議する場を設けるため放課後児童部会を設置しようとするものです。

◆部会構成機関(案)

主任児童委員 市PTA連絡協議会 児童クラブ運営事業者 小学校長代表 生きがい対策課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課

~ 放課後子ども総合プランについて~

厚生労働省 文部科学省

放課後子ども総合プラン」の全体像

斷加

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、 多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

国全体の目標

- ○平成31年度末までに
- ■放課後児童クラブについて、約30万

人分を新たに整備

- (約90万人→約120万人)
- 新規開設分の約80%を小学校内で実施
- ■全小学校区(約2万か所)で一体的 うち**1万か に又は連携**して実施し、 所以上を一体型で実施

※小学校外の既存の放課後児童クラブについても (約600か所⇒1万か所以上) **を目指す**

放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所) ニーズに応じ、余裕教室等を活用

市町村及び都道府県の取組

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

- **づく取組等について**次世代育成支援 対策推進法に定める<mark>行動計画策定指</mark> 国は「放課後子ども総合プラン」に基
 - 行動計画策定 市町村及び都道府県は、 指針に即し、市町 県行雪
- 平成31年度に達成されるべき一体型の 日標事業量
- 小学校の余裕教室の活用に関する具体

などを記載し、

※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と 一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- ○市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議 首長と教育委員会が、 ○「総合教育会議」を活用し、

学校施設を徹底活用した実施促進

- ○学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化
- ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化 事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- ○余裕教室の徹底活用等に向けた検討
- 既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

○放課後等における学校施設の一時的な利用の促

・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するな ど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
- 動き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの 全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、
- 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、<u>特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意</u>
 - 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要である らめ、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- ○放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
- 引き続き当該施設での実施は可能 ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園など の社会資源の活用も検討
 - 現に公民館、児童館等で実施している場合は、



慈刪 「枚罪後子ども総合プラン」

回 颧加

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、 一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める ○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、 多様な体験・活動を行うことができるよう、

国全体の目標 2

- ○<u>平成31年度末までに</u>、以下を実施することを目指す
- ・放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
- うち 1 万か所以上を一体型で実施 で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、 (約2万か所) ・全小学校区
- ○新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す
- ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

事業計画 3

○国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載

行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に以下を盛り込む 〇市町村及び都道府県は、

(中国柱)

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量 ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
 - ・放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- 又は連携による実施に関する具体的な方策 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、

教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する 方策 等

・地域の実情に応じた研修の実施方法、 等(研修計画)

、都道府県)、

実施回数

- 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 ・小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

子ども・子育て支援事業計画と一体のもとして策定することも可 ※行動計画の策定に当たっては、

搬

役割等 市町村の体制、 4

学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、 「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、 両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める

役割等 都道府県の体制、 S

- ○管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として「推進委員会」を設置
- ○放課後児童支援員となるための研修のほか、両事業の従事者・参画者の資質向上等を図るため、合同の研修を開催

市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施 9

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

①学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化

- これらが責任を持って管理運営に当たる 福祉部局等となり 市町村の教育委員会 ○実施主体は学校ではなく
- あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫が必要 ○事故が起きた場合の対応等の取決め等について

②余裕教室の活用促進

- 〇余裕教室の徹底活用等に向けた検討
- 各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議 運営委員会等において、 ・優先的な学校施設の活用が求められている中、
 - 既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要
- ≫ 市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を
- 積極的な活用を検討 〇国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等 ・放課後等に一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、

③放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

学校教育の目的には 一時的な利用を 使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、 既に学校の用途として活用されている余裕教室を 校庭等のスペースや、 体育館 図書館. 学校の特別教室 積極的に促進

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

①一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- 同一の小学校内等で両事 業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、
- 放課後児童クラブについては、一体型として実施する場合でも、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、 市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

○全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保

- ・両事業を小学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場の確保と、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を 確保することが必要。実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
 - ○全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実
- ・共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実 ・両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有し、希望する放課後児童クラブの児童がプログラムに参加できる

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 小小 希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討し ーズがある場合等については、 ○学校施設を活用してもなお地域に利用ニ 校外での整備も可能
- 引き続き当該施設で実施可 ○現に公民館、児童館等で実施している場合は、保護者や地域のニーズを踏まえ、
- ○一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業の児童が交流できるよう連携して実施

(4)学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

- 事業が円滑に進むよう ○学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で迅速な情報交換・情報共有を図るなど、 十分な連携・協力が必要
- 〇両事業を小学校内で実施することにより、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努める

 - ○保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を共有していくことが重要 ○学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置する等、情報共有 図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい

₩

(5) 民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

○児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすため、地域における民間サービスを活用し、公的 な基盤整備と組み合わせることが適当

総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

- ○平成27年4月からの新たな教育委員会制度において全ての地方公共団体に設けられる、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議で の協議事項の1つとして、教育委員会と福祉部局と連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定
- 放課後児 学校施設の積極的な活用や、 総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、 又は連携による実施の促進を図っていくことも重要 童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、

市町村等の取組に対する支援 ∞

- ○「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討
- ○効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図る

学校施設(余裕教室等)の一層の活用促進について

(H31年度末) を小学校内で実施 新たに開設する放課後児童クラブの 約80%

放課後児童クラブの小学校内での実施率は約50% (H25年度)

放課後子ども総合プランについて」(抄)

- (1) 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化
- これらが責任を持って管理運営に当たる ○実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、

(2) 余裕教室等の活用促進

- 〇余裕教室の徹底活用等に向けた検討
- 各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議 運営委員会等において、
- 放課後対策に利用できないか、 既に活用されている余裕教室についても、
- その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明 市町村教育委員会は、
- 〇国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等
- 放課後等において一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となる 積極的な活用について検討
- (3) 放課後等に一時的に使われていない教室等の積極的な活用
- として活用されている余裕教室の一時的な利用を積極的に促進 学校の特別教室 <u> 放課後児童クラブ及び放課後子供教室を実施している時間帯のみの活用を含め、</u> 既に学校の用途 校庭等のスペースや、
 - 専用区画のほかに活動場所の一時利用を 放課後児童クラブの生活の場としての機能を十分に担保するため、 積極的に促進



一体型の運営に両部局が責任を持つこと、好事例の周知、必要 総合教育会議の活用等を通じて、放課後児童クラブや一体型を中心とした取組に対して 教育委員会が福祉部局と連携しつつ、 学校施設の一層の活用促進を図る な予算措置、

平成26年度予算額: 5, 147百万円の内数

都道府県 1/3 H

平成25年度実施箇所数:10,376教室(全公立小学校の51%)

市町村 1/3 地域住民や大学生-企業OBなど様々な人材の協力を得て、放課後等に全ての子供を対象とした学習支 援や多様なプログラムを実施

放課後子供教室

(文部科学省)

学校の余裕 、体育館、公民館等を活用して 全ての子供たちに対して、 様々な取組を実施 教室、



<1教室あたり平均参加人数:約30人/日>



(取組の企画、担い手確保、全体調整)



多様な プログラム の提供 連携 協力

教育活動サポーター 教育活動推進員

、学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理)

『放課後子どもプラン』 として、連携して実施

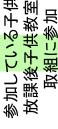
放課後児童クラブ (厚生労働省)

放課後児童クラブに 参加している子供が 放課後子供教室の

⊕ 🔡

核

卝

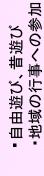




- 子供の放課後や学校での 余裕教室等を提供
- 様子などについて、日常的、 定期的に情報共有



〇交流活動



工作 実験教室

(約6割の教室が実施)

- 宿題の指導 読み聞かせ

○学習支援

取組の例】

料理教室



文化活動 ・スポーツ

* 経費は運営費(コーディネーター等への謝金)

画 参

文化・芸術団体等の様々な人材 民間教育事業者、 企業OB、 地域住民や大学生、

改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針案の概要(抄)※市町村行動計

(現行) 次世代法(行動計画策定指針

五 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

1 市町村行動計画

(1) 地域における子育ての支援

, <u>児童の健全育成</u> エ <u>児童の健全育成</u>

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要である。

また、児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取組を進めることが効果的である。とりわけ、児童の健全育成の拠点施設の一つである児童館が、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子のふれあいの機会を計画的に提供するとともに、地域における中学生・高校生の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。青少年教育施設は、青少年の健全育成に資する場として、自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会の提供等を行うとともに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。学校においては、教職員の自主的な参加・協力を得つつ、学校施設の開放等を推進することが望ましい。

さらに、このような社会資源を活用して、福祉部局と教育委員会が連携し、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりにも配慮することが望ましい。

また、主任児童委員又は児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めることが必要である。

あわせて、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。また、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。

見直し案(主な修正点)

※項目を「子どもの健全育成」とする。

- ※現行指針の記述を「(ア)児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成」という項目の下に置き、加えて<u>「(イ)放課後子ども</u>総合プラン」として以下のような内容を追加。
- ・共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人 材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」に基づき、<u>放課後児童</u> クラブと放課後子供教室を着実に推進
- ・その際、小学校の余裕教室等を活用し、これらの事業を可能な限り<u>一体的に</u> <u>実施</u>することが望ましい
- ・このため、放課後児童クラブ及び一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の平成三十一年度の目標事業量を設定するとともに、これらの事業の一体的な、又は連携した実施方策、教育委員会と福祉部局の連携方策等について検討し、市町村行動計画に盛り込むことが必要
- ・新たに放課後児童クラブ・放課後子供教室を整備する場合は、<u>小学校で一体</u>型に、既に小学校でこれらの事業を実施している場合は放課後児童クラブを 利用する小学生も放課後子供教室の活動に参加できるようにし、これらの事業の一体的な実施を推進
- ・放課後児童クラブの実施に当たっては、<u>小学校の活用に加え、希望する幼稚</u> <u>園などの活用の検討、開所時間の延長</u>に係る取組や高齢者等の<u>地域の人材の</u> 活用等、効果的・効率的な取組の推進が必要
- ※「地域における人材養成」という項目を追加し、以下のような内容を記述。
- · 子ども・子育て支援新制度下での子育て支援の充実のため、人材の確保が必要であり、高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の<u>地域人材を中心とした養</u>成と効果的な活用が必要

改正次世代育成支援対策推進法に基づ<行動計画策定指針案の概要(抄)※都道府県行動計画

(現行) 次世代法(行動計画策定指針

市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

2 都道府県行動計画

Н

(1) 地域における子育ての支援

エ 児童の健全育成

児童の健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点として、また青少年の健全育成の拠点施設である青少年教育施設が、地域における青少年の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、計画的な施設の整備、体系的な研修や人材の養成、効果的な広報活動及び関係機関等の間の連携・協力体制の構築を図ることが必要である。

また性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。さらに、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。

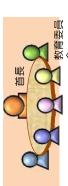
見直し案(主な修正点)

※項目を「子どもの健全育成」とする。

- ※現行指針の記述を「(ア)児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力に よる子どもの健全育成」という項目の下に置き、加えて<u>「(イ)放課後子ども</u> 総合プラン」として以下のような内容を追加。
- ・市町村が「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を円滑に進めるため、都道 府県は、<u>放課後児童クラブ・放課後子供教室に従事する者等の確保及び質の向</u> 上を図るとともに、教育委員会と福祉部局との連携を図ることが重要
- ・このため、地域の実情に応じた研修の実施方法等、教育委員会と福祉部局の連 携方策等について検討し、都道府県行動計画に盛り込むことが必要
- ・研修については、放課後児童支援員となるための研修の実施のほか、これらの 事業に従事する者等の資質の向上、情報共有等の観点から、<u>合同の研修を実施</u> することが望ましい
- ※ 「地域における人材養成」という項目を追加し、以下のような内容を記述。
- ・新制度では、教育・保育を行う者や地域子ども・子育て支援事業に従事する者 の確保と資質の向上は、都道府県の責務
- ・子ども・子育て支援新制度下での子育て支援の充実のため、人材の確保が必要であり、高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の<u>地域人材を中心とした養</u>成と効果的な活用が必要

総合教育会議について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において設置される教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関



- 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政 に大きな役割を担っている。
- 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことが できていないという指摘もある。
- このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団 体に設置する。

1. 構成メンバー

〇 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。 〇 構成員は執行機関である首長と教育委員会。

2. 協議事項等

- 〇 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。
- 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定 \bigcirc
- ②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (例) 耐震化の推進、教職員の定数の改善、 <mark>福祉部局と連携した総合的な放課後対策</mark> 等
- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に

妣

(例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 講ずべき措置

首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

3. 会議の運営等

0

- 〇 総合教育会議は首長が招集。
- 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めることも可能。
- 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。 0
- 〇 議事録の作成・公表(努力義務)。
- ○その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

余裕教室活用状況の見直しについて

活用の現状

⇒ 99.3%が活用済み(平成25年5月1日現在) 公立小中学校の余裕教室

余裕教室をとりまく動向(放課後対策関連)

- ・平成26年6月24日「日本再興戦略」改訂2014・骨太の方針・平成25年6月25日「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」の結果に基づく勧告

活用済みの余裕教室について、有効性の観点から見直し

より有効な活用が図れる余地のある活用済み余裕教室がある場合

放課後児童クラブ・放課後子供教室への用途変更を積極的に検討

7

財産処分手続について

本来、公立学校の施設整備のために交付された補助金 処分制限期間内に補助目的外に転用する場合•••



原則として

補助金相当額の国庫納付が必要

運用通知の改正による手続の大幅な簡素化・弾力化

(平成20年6月18日付文教施設企画部長通知)

〇包括承認事項(報告事項)の拡大(簡素化)

〇国庫納付金不要事項の拡大(弾力化)

補助後10年以上経過していれば、国庫納付不要

余裕教室を放課後児童クラブ等に転用する際の手続

(=無償の財産処分に該当する場合)

①国庫補助事業完了後10年以上経過

国庫第右不駛

-報告書の提出により手続完了

②国庫補助事業完了後10年未経過

〇耐震補強•大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等の財産処分 または

〇大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行して やむを得ずに行う財産処分

国庫納付不要

•承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

〇上記以外

国庫納付が必要

▪承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

※放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において、<u>一時的に学</u> 校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続不要。

--時的な使用」について

[一時的な使用]とは何か

- •補助の目的(学校教育としての用途)を妨げない範囲での目的外使用
- 学校教育のためにその部屋を使用していることが前提

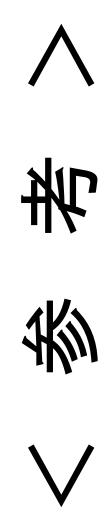
「一時的な使用」の例

- ①平日の日中は、ランチルーム・家庭科室などに使用している教室において、休日や 放課後の空いた時間を利用して、放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施する
- ②毎日ではないが、学校教育の目的で使用しており、その他の空いている日や時間 帯に、放課後児童クラブ・放課後子供教室として使用している場合。



すでに何らかの活用が図られている余裕教室の活用状況の見直しに加え、 学校教育用に現在使用されている部屋についても、上記の

「一時的な使用」としての活用を積極的に進めてください。



いたまでの主な経緯

平成26年1月:「成長戦略進化のための今後の検討方針」閣議決定

~「日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)」の改訂を検討~



3月19日:経済財政諮問会議•産業競争力会議合同会議

◆田村厚生労働大臣•下村文部科学大臣から

「放課後対策の総合的な推進」についてプレゼン~



、両省 学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するため 「いわゆる「小1の壁」を乗り越えなくてはならない。<u>下村大臣、田村大臣が協力をして、</u> のプランを策定していただきたい。」 の関連施策の一体運用、



5月29日: 産業競争力会議 課題別会合

~田村厚生労働大臣•下村文部科学大臣より

「 放課後子ども総合プラン」の発表~

(平成26年3月19日) 産業競争力会議合同会議 における総理指示 第1回経済財政諮問会議

田村大臣が協力をして、 次は、いわゆる 学童保育等 学校の校舎の徹底活用などを検討し、 着実な前進を遂げている。 <u>り越えなくてはならない。<u>下村大臣、</u></u> を拡大するためのプランを策定していただきたい。 "就学前の保育の充実については、 両省の関連施策の一体運用、 を乗 「小1の壁」

业 横浜市立中丸小学校放課後キッズクラブ視察(平成26年5月22日) における総理指示

5年間で30万人分 放課後児童クラブ30万人分拡大していきたい、 「仕事と子育てを両立するための「小1の壁」を突破する上において、<u>放課後</u> 子どもプランをこれから更に拡充していきたいと思います。 殴け目を作っていきたいと、 う考えております。 ١J

9

放課後対策の総合的な推進

厚生労働大臣·文部科学大臣 提出資料 課題別会合 平成26年5月28日 産業競争力会議

全ての就学児童が放課 後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組む 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、

- 放課後に適切な遊び・生活の場を提供する放課後児童クラブを実施 現状 共働き家庭などの児童に対し、 平成25年(こは**約89万人が利用**
- 平成25年:21,482か所 **↑** 平成19年:16,685か所 平成25年:889, 205人/*クラブ数 **↑** 平成19年:749,478人 *登録児童数
- また、平成19年から**放課後子どもプラン(放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に、又は連携して実施)** 開始したが、十分に進んでいるとは言えない

16

- / 平成25年:8,689人 ※平成19年:14,029人
- /保育所:約85%(平成23年) 保育所と比べると開所時間が短い ※18時を超えて開所しているクラブ:約62%(平成25年) ※平成26年度予算(保育緊急確保事業)に、長時間開所するクラブへの支援のための費用を計上
- 子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざる 就学児童の放課後の安心・安全な居場所の整備を進め、 を得ない状況(いわゆる「小1の壁」)を打破する必要 1
- 次代を担う人材の育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要
- 共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるようにする必要 介

ナーの聖の打破

放課後対策の総合的な推進

次代を担う人材の育成

- ◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備
- 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進
 - 放課後児童クラブの拡充
- 放課後子供教室の拡充
- **ビスを活用した多様なニーズへの対応** ◇民間サー





枚課後子ども総合プランにしいて

◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

[小10壁] を

共働き家庭等の 打破するため、 児童にとって 安心・安全な 居場所を確保

次代を担う人材の

育成のため、全て 体験・活動を行う ことができる環境 の児童が多様な

〇放課後児童クラブの拡充

- **▶賃借によるクラブ開設**を支援
- **>幼稚園等の活用**の支援を充実
- ▶高齢者、主婦等による**送迎を支援**
- ▽開所時間の延長を促進
- ▼女性の活躍の推進等による担い手の確保

○一体型の放課後児童クラブ・放課後子 供教室の強力な推進

- トモデルケースを地方公共団体に提示
- 一体型でない場合についても、連携のモデル ケースを提示する。 X
- >一体型の整備の支援を充実

○放課後子供教室の拡充

- 全ての児童を対象とした**学習支援・多様** なプログラムの充実
- X 化・芸術団体等の様々な人材の参画促進 大学生、企業OB、民間教育事業者、 A

■ 放課後児童クラブについて、 平成31年度末まで 約30万人分

を新たに整備

国は、

(約90万人⇒約120万人)

で一体的に、又は連携し (約2万办所) 全小学校区 て実施

▽約1万か所以上を一体型

学校の余裕教室等を徹底活用

(約600か所⇒約1万か所以上)

- ※同じ学校内等で、地域のニーズに 応じ、毎日又は定期的に、一体的
- ※一体型でない放課後児童クラブと 放課後子供教室についても連携し て実施

(配 集 物 胚)

整備(約1万か所⇒約2万か所) ※全小学校区で放課後子供教室を

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

サービスの水準・種類に対する多様なニーズに対し、地域の<mark>民間サービスを活用</mark>し、公的な基盤整備と組み合わせて対応

放課後児童クラブについて、本来事業に加え、高付加価値型のサービスを提供する民間企業の参入 1

妣

※必要な予算については、今後平成27年度予算等において要求

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のイメージ

ポイソア

全ての児童に安全・安心な居場所の確保

- ▶共働き家庭等の児童の家庭に代わる生活の場
- ▶小学校の余裕教室等を活用し、校外に移動せ ずに安全に過ごせる場所を確保
- ▶特別な支援の必要な児童にも十分に配慮

後様 プロ 次代を担う人材を育成する観点から、 な体験・活動の機会を拡大するため、 グラムや学習支援を充実

 \oplus ▶共働き家庭等か専業主婦家庭かを問わず、 ての児童が一緒に体験・活動

子供教室の職員とが日常的・定期的に情報交換を行い、1人1人の児童の状況を共有の上、

▶小学校の教職員と放課後児童クラブ・放課後

·放課後

学校と一体型の放課後児童クラブ

子供教室との密接な連携

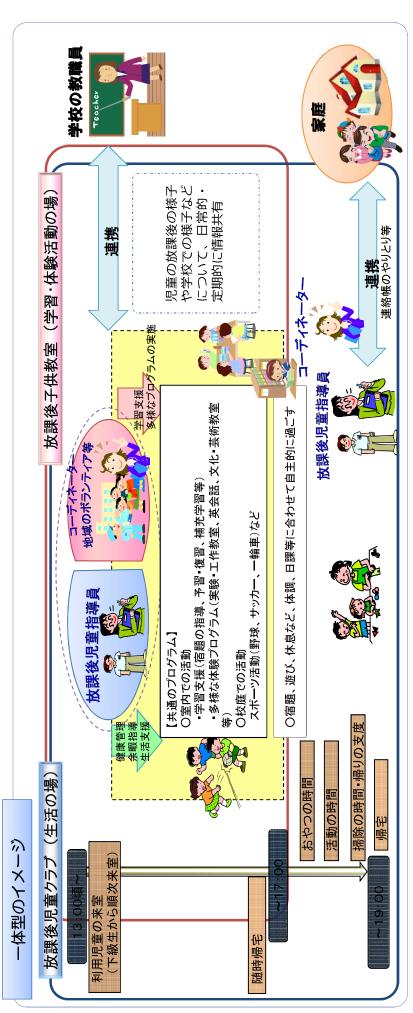
家庭とも密接に連携 ▶学校だけでなく、

きめ組かに対応

多様なプログ

▼地域の二一ズや資源を踏まえ、

ラムを提供



一体型の中には、放課後子供教室を毎日開催するものと、定期的に開催するものとがある一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施19 $\times \times$

9

学校施設(余裕教室等)の一層の活用促進等について(ポイント)

◇ 学校施設(余裕教室等)の一層の活用促進に向けて、首長部局と教育委員会の連携を図るため <u>の総合教育会議</u>(現在、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案が国会審議中)<mark>を活用する。</mark>

放課後児童クラブの小学校内での実施率は約50% (H25年度) 新たに開設する放課後児童クラブの 約80% (H31年度末)を小学校内で実施

- 教育委員会が福祉部局と連携しつつ、当事者として、一体型の運営に責任を持つ仕組みづくりの構築を促進
- ▶両省連名で改めて、放課後子どもプランの活用促進や転用手続きが弾力化されていること等の通知、周知徹底
- ●市町村・各学校に設置する協議会(学校関係者・放課後児童クラブ・放課後子供教室などの関係者が参画)において学校施設の使用計画等について検討(学校施設の活用状況等の公表促進なども含む)

※併せて学習プログラムの充実を図る

- ・全ての子供を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実 ・大学生、企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進
- |書館・体育館などの利用促進のため、図書ボランティア・スポーツ活動ボランティア等の配置

放課後対策の充実に関する最近の動向

〇経済財政運営と改革の基本指針2014について(骨太の方針)(抜粋)

(平成26年6月24日 閣議決定)

経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(1)女性の活躍、男女の働き方改革

ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、 男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護 女性が輝く社会を目指す。そのため、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、 の双方の実現を促す仕組みを関係者で議論し構築していく。

る。さらに、税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立的なものにしていくよう検討を進め 管理職等への女性の登用促進の目標達成に向けた情報開示の促進や公共調達の活用等の取組、 仕事と子育て、介護の両立を進める企業への支援、女性のライフステージに対応した支援等を進め 女性の活躍を推進するため、<u>女性の活躍を支える社会基盤となる取組を進めるとともに19</u>、役員・

<u>19</u> 「待機児童解消加速化プラン」の展開、<mark>「<u>放課後子ども総合プラン」の策定・推進</u>、保育や子育て支援</mark> の担い手の確保等。

放課後対策の充実に関する最近の動向

閣議決定) 〇「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(抜粋①) (平成26年6月24日

2. 担い手を生み出す~女性の活躍促進と働き方改革

①女性の更なる活躍推進

つ放課後児童クラブ等の拡充

<u>け皿を拡大</u>する。あわせて、<u>1万か所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一</u>体 <u>化を行う。</u>そのため、<u>次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定</u>等を今年度内 加えて「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受 ・<u>いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、</u>「待機児童解消加速化プラン」に に来める。

【今年度中に制度的措置を実施】

放課後対策の充実に関する最近の動向

閣議決定 (平成26年6月24日 ○「日本再興戦略」改訂2014―未来への挑戦─(抜粋②)

2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用

i)女性の活躍推進

(育児・家事支援環境の拡充)

ロ」を実現するための取組を進めるとともに、「小1の壁」と指摘されている小学校入学後の児童の総 <u>合的な放課後対策を講ずる必要がある。</u>あわせて、安価で安心な家事支援サービスを利活用でき 討していく必要がある。このため、引き続き、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、「待機児童ゼ で安心して子供を預けることができる環境の整備や家事に係る経費負担の軽減に向けた方策を検 我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するには、安全 る環境整備を図る。

①「放課後子ども総合プラン」

<mark>定指針」を改正し自治体に計画の策定を求める</mark>など所要の制度的措置を年度内に実施する。これ 小学校入学後に女性が仕事を辞めざるを得ない状況となるいわゆる「小1の壁」を打破し、次代を 又は連携した運用等が着実に実行されるよう、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策 担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して<mark>「放課後子ども総合プラン」を年央</mark> 児童クラブの開所時間の延長、全小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な こより、放課後児童クラブについて、2019年度末までに約30万人分の受け皿拡大を図るとともに、 に策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備を進める。そ の際、学校施設(余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等)の徹底活用、<mark>放課後</mark> 約1万か所以上を一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室とする。

「放課後子どもプラン」の概要

趣旨・目的

地域社会の中で、放課後等に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において、教育委員会 が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労 働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進する。

※平成19年度より実施	度より実施	推進事業」
	放課後子供教室(文部科学省)	放課後児童クラブ(厚生労働省)
H26予算額	5,147百万円の内数(25予算額:4,924百万円)※	33, 223百万円(25予算額:31, 576百万円)
巤	<u>すべての子供を対象</u> として、安全・安心な子供の活動 拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等 の機会を提供する取組を推進する。	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条3第2項に規定) ※平成25年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした。(平成27年4月施行予定)
実施か所数	10, 376か所(平成25年度) 「今 (原則として 校区での)	原則としてすべての小学 (国本の主義を目指す) (国本の実施を目指す) (国本の実施を目指す) (国本の実施を目指す) (国本の実施を目指す) (国本の実施を目指す) (国本の実施を目指す) (国本の主義を目的) (国本の主義を用的) (国本の主義を目的) (国本の主義を目的) (国本の主義を目的) (国本の主義を目的) (国本の主義を目的) (国本の主義を用的) (国
実施場所	小学校 71.3% 公民館 13.2% 児童館 3.4% その他(中学校、特別支援学校など) 12.1% (平成25年度)	小学校(余裕教室) 28.1% (専用施設) 24.1% 児童館 12.8% その他(専用施設、既存公的施設など) 35.0% (平成25年5月)
開設日数	111日(平成25年度平均)	原則として長期休暇を含む年間250日以上
提 提	地域の協力者等	放課後児童指導員(専任)

※放課後子供教室H26予算額=「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(38億円)」+「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業(13億円、新規)」計51億円の内数 H25予算額=「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(49億円)」の内数

放課後児童クラブの概要

【現状】(クラブ数及び児童数は平成25年5月現在)

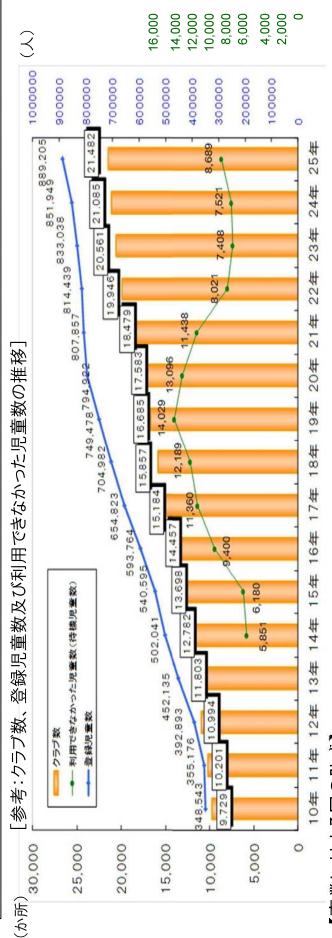
○クラブ数 21,482か所 (参考:全国の小学校20,836校)

889, 205人 (全国の小学校1~3年生約325万人の24%程度=約4人に1人) 〇登録児童数

8, 689人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,612か所] ○利用できなかった児童数(待機児童数)

∫・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

平成26年度末までに111万人(小学校1~3 年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす



事業に対する国の助成】

332. 2億円 ※国は、児童育成事業費(特別会計・事業主拠出金財源)による補助 〇平成26年度予算

原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以 ①運営費:概ね1/2を保護者負担、残りの1/2分について、児童数が10人以上で、

国·都道府県·設置者が 上開設するクラブに補助。[国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担] ②整備費:新たに施設を創設する場合のほか、改築、大規模修繕及び拡張による整備を支援。[創設、改築等は、 改修・備品購入は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担]

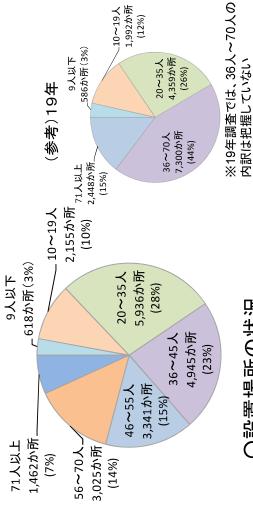
(参考)保育緊急確保事業(内閣府予算(一般会計)に計上:51億円)

・放課後児童クラブについて、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。

放課後児童クラブの現状

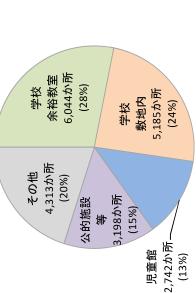
〇規模別実施状況

登録児童数の人数規模別でみると、45人までの クラブが全体の約65%を占める。



〇設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校 敷地内の専用施設が約24%、児童館が約13% であり、これらで全体の約65%を占める。



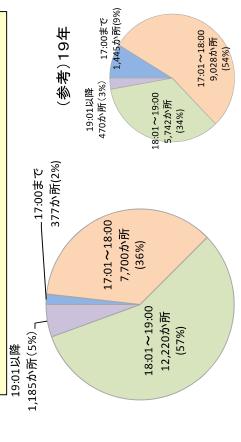
(参考)19年



〇終了時刻の状況(平日

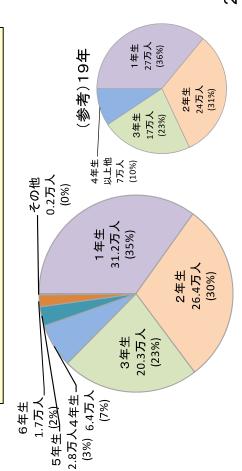
※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

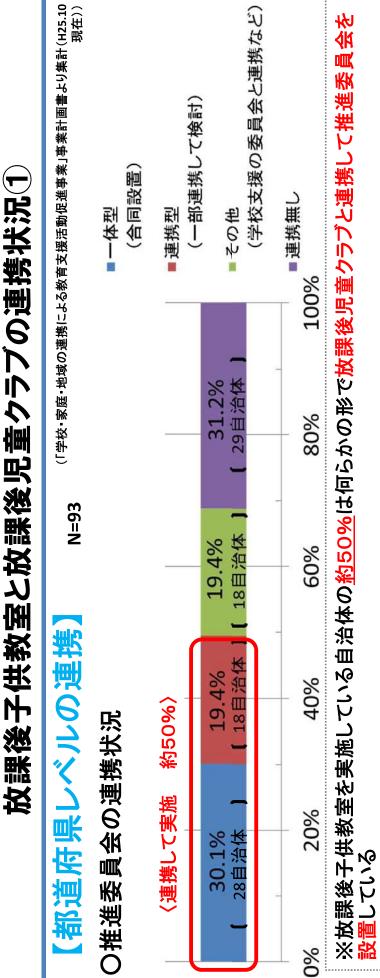
18時を超えて開所しているクラブが全体の6割 を占める。



〇登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割 を占める。





放課後児童クラブの研修を 放課後子供教室と

■すべて合同開催

■一部のみ合同開催

■相互に受講可能

22自治体

15自治体) 16.1%

(13自治体) 14%

22自治体

20自治体

23.7%

然60%〉

〈連携して実施

〇研修の連携状況

24.7%

■その他 (学校支援等の研修と連携など)

■連携なし

100%

80%

%09

40%

20%

%

27

放課後子供教室と放課後児童クラブの連携状況(2)

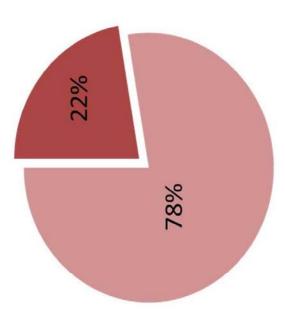
(「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」事業計画書より集計(H25.10

[市町村フベルの連携]

N=1,010

〇「放課後子どもプラン」として事業計画を 策定しているか

■策定していない ■策定している



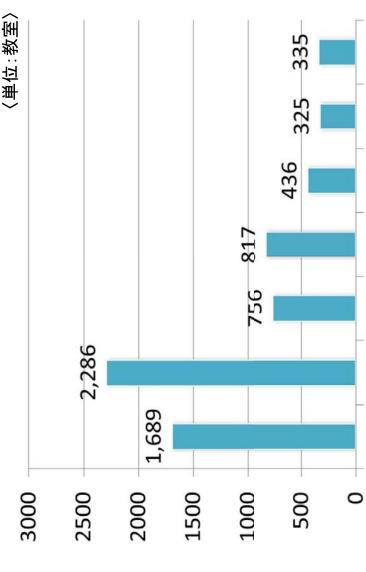
策定していない 策定している

785市町村 225市町村

【各教室レベルの連携】

N=10,376

〇放課後子供教室と放課後児童クラブとで 共有して活動している場所



※複数回答可

28

「空き教室等を活用した子どもルームの整備に係る協定書」 十 禁 击 (参考資料)

空き教室等を活用した子どもルームの整備に係る協定書

数室及び余裕数室を活用した子どもルームの整備に関し、次のとおり協定を締結する。 市長 (以下「甲」という。) と千葉市教育委員会 (以下「乙」という。) とは、

(基本的合意)

いう。)に当たっては、学校教育に支障が生じない限り、第一に空き教室及び余裕 教室の活用を基本とする。この場合、原則として学校と子どもルームとの管理区分 を物理的に別にすることなく、互いの協力に基づいて、一般ルームとして運営する 第1条 子どもルームの新規整備、増設、移転、一般ルーム化等(以下「整備等」と ものとする。

(教育財産の取扱い)

- 第2条 子どもルームの整備に当たっての教育財産の取扱いについては、子どもルー ムとして使用する教室について、次の各号に定めるとおりとする。
- 財産移管 (1) 空き教室
- 目的外使用 (2) 余裕教室
- 2 空き教室及び余裕教室の定義については、千葉市学校施設有効活用検討委員会が 平成9年8月に報告した「余裕教室活用の基本的な考え方」に定めるところによる。
 - 3 空き教室及び余裕教室の区分は、子どもルーム整備の協議をした時点でのものと

(校舎の区分、管理)

- 第3条 校舎の区分は次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 学校専用エリア (主として学校の児童・教職員等が使用するエリア)
- (2) 子どもルーム専用エリア (主として子どもルーム利用児童・指導員等が使用す
- (3) 共用エリア (学校の児童・教職員等と子どもルーム利用児童・指導員等とが共 用して使用するエリア)
- 施設・設備の維持管理等については、子どもルーム専用エリアは甲が、学校専用 エリア及び共用エリアは乙が行うものとする。
- 負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、子どもルームだけが 3 警備については、子どもルーム専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が責任を 開設している場合については、甲が責任を負う。

(学校既存設備の利用等)

- 第4条 子どもルームの整備等に当たっては、子どもルーム利用児童・指導員等が使 用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設することなく、学校に既にあ る設備を利用するものとする。
 - 2 子どもルーム利用児童・指導員等が使用する出入口については、子どもルーム専 用エリアまたは共用エリアに設置するものとする。

(事故等に係る責任の範囲)

第5条 子どもルーム専用エリア、共用エリアにかかわらず、子どもルームの開設時 間及び児童の登所・降所に要する時間において、子どもルーム利用児童に事故があ った場合又は子どもルーム利用児童及び指導者等に起因する事故があった場合は、 甲が責任を負う。

(光熱水費等の負担)

第6条 子どもルーム運営に係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、 甲が負担する。

(教室不足により学校教育に支障が生じる場合の対応)

- と学校教育に支障が生じると判断される場合、乙は甲に速やかに通知し、協議する 第7条 児童数の増加等により数室不足のおそれが生じ、余裕数室の返還を受けない ものとする。
 - 子どもルームとして使用していた余裕教室を返還するものとする。返還に当たって 2 前項の協議の結果、甲、乙双方が合意した場合には、速やかに移転先を確保し、 は甲の責任で原状回復を行うものとする。

(個別協議)

第8条 前各条の規定は原則的なものであり、具体的な事例に当たっては個別に協議 するものとする。

(疑義等があった場合の対応)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議 して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、

平成22年3月15日

各自1通を保有するものとする。

谷 温 千葉市長 Ħ

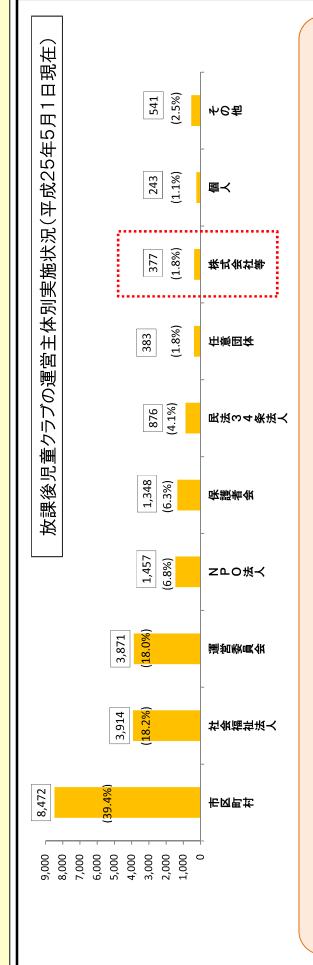


業 + N



企業が実施する高付加価値型の学童保育について

- 民間企業を含む多様な運営主体により実施されている。 放課後児童クラブは、
- 企業が実施する高付加価値型のサービス(英会話、ダンスなど)についても、本来事業に付加する事業として 実施することは妨げない。
- 企業参入による事業の提供体制の整備についても、地域の実情に応じて必要。



保護者や本人の意向により、通常の活動に加えて塾やピアノ教室等を実施 る場合、当該経費について国庫補助の対象として差し支えないか。 Q:放課後児童クラブにおける通常の活動内容の一環ではないが、

A:放課後児童クラブにおける通常の活動内容に加えて、<u>保護者や本人の意向により特別な活動内容(塾、ピアノ教室等)を実施することは</u> 差し支えない

なお、この場合の<u>特別な活動は、利用児童全員を対象とするものではなく</u>、特定の児童を対象とした固有のニーズであることから、

₩ 経費について国庫補助の対象とはならず、<u>実費徴収により対応することが適当。</u> また、このような特別な活動を同一の建物内で実施する場合には、通常の活動(遊び、宿題など)を行っている児童の妨げにならないよ う、特別活動を実施するための専用スペースを確保するとともに、通常の活動を実施している生活スペースと設備(出入り口やトイレ等) 別にするなど配慮すること。

出数

3

企業が実施する高付加価値型の学童保育の事例

■事例:ウィルキッズフィールド戸田(戸田市) ※国庫補助を受給しているクラブ

設置主体・運営主体・・・株式会社 グローイングアップ

※7:30~8:00、19:00~21:00は延長保育 (土・長期休み)7:30~21:00 利用時間•••••(平日)放課後~21:00

※19:00~21:00は延長料金発生

※国庫補助対象外事業 5,500円 ②英語(月4回) ・料金体系・・・・・・基本料金(月~土 放課後児童クラブ分) 5,500円/月・コース内容・・・・・・【コース内容】①習字(月3回)2,500円/月 ②英語(月

【提携で行うもの】①ジェクサースイミングスクール(月曜) ※入会金等免除、送迎有り

②公文(火-金曜) ※送迎有り

・その他・・・・・・・コースについては、放課後児童クラブの児童以外の児童が通うことも可能。

く活動プログラム例>

放課後~ 学童保育 学童保育 学童保育 学童保育 学童保育 17時億~ 保育 スイミング 学童保育 公文 学童保育		月	火		水		+		金		#
学童 スイミング 学童保育 公文 学童保育 当章	放課後~	学童保育	重保	Кт	浀	言	蛐	保育	学童保育	賣	真
	17時頃~		₽ K	公文	圌	器字	学童保育	英語	学童保育	公文	真
1 9~21時 延長保育 (希望者のみ)	19~21時					(希望	ህみ)				

■事例:学童保育「じゃんぷ」(戸田市)※国庫補助を受給しているクラブ

(長期休暇期間)7:30~20:00 設置主体・運営主体・・・NPO法人 子ども支援ホーム 利用時間・・・・・・(平日)放課後~20:00 (土曜日)7:30~19:00

※7:30~8:00、19:00~21:00は延長保育

※19:00~20:00は延長料金発生 ・料金体系・・・・・・・基本料金(月~土 放課後児童クラブ分) 5,500円/月

プログラム分 1プログラム無料~5,500円/月(プログラム内容による) ※国庫補助対象外事業 ・プログラム内容・・・漢検練習(月曜)、英語(火曜)、脳トレーニング(水曜)、習字(隔週木曜)、ダンス基礎(金曜

. 国語・算数教室(土曜)、サッカー(日曜)

閉所 ・1日の流れ・・・・・・(平日)放課後~ 下校・宿題 > 16:00~おやつ・外遊び > 17:00~ 各種プログラム > 20:00

プログラムについては、放課後児童クラブの児童以外の児童が通うことも可能。



子どものための教育・保育給付の量の 見込と確保策

1 子ども・子育て支援事業に係る確保方策と平成27年度在籍児童数の比較表

○1号認定(教育標準時間・3歳以上の利用)

	报	簡要·年度	H2	27	H28	H29	H30	H31
		量の見込み①		160	160	160	150	140
計	確保方策②	認定こども園・幼稚園		155	155	155	155	155
画	唯体力束色	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
		2-1		-5	-5	-5	5	15
		7年度4月1日・1月1日	4.1	1.1				
実	7.	E籍児童数③	140	156				
	確保状況④	認定こども園・幼稚園	157	157				
小貝	唯体化儿生	確認を受けない幼稚園	0	0				
		4-3	17	1				

○2号認定(3歳以上の利用)

	捐	爾要•年度	H2	.7	H28	H29	H30	H31
		量の見込み①		290	280	270	260	260
計	確保方策②	認定こども園・幼稚園		2	2	2	2	2
画	唯体力来区	保育所		278	278	273	273	268
		2-1		-10	0	5	15	10
	27年度4	4月・1月の利用状況	4.1	1.1				
実	₹.	E籍児童数③	315	316				
结	確保状況④	認定こども園・幼稚園	0	0				
小貝	唯体认儿生	保育所	285	285				
		4-3	-30	-31				
		うち市外	21	19				

○3号認定(1・2歳の利用)

	捐	簡要·年度	H2	27	H28	H29	H30	H31
	-	量の見込み①		190	180	180	180	175
計	確保方策②	認定こども園・幼稚園		50	50	50	50	50
画	唯体力束色	保育所		160	160	160	160	155
		2-1		20	30	30	30	30
	27年度4		4.1	1.1				
実	君	E籍児童数③	203	246				
	確保状況④	認定こども園	49	49				
孙 良	唯体认儿生	保育所	160	160				
		4-3	6	-37				
		うち市外	21	39				

○3号認定(0歳の利用)

		L		_				
	捅	爾要•年度	H2	27	H28	H29	H30	H31
	<u> </u>			60	60	50	50	45
計	確保方策②	認定こども園・幼稚園		8	8	8	8	8
画	唯体力束色	保育所		52	52	47	47	47
		2-1		0	0	5	5	10
	27年度4	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	4.1	1.1				
実	7.	E籍児童数③	21	75				
	確保状況④	認定こども園	9	9				
小貝	唯体化ルサ	保育所	42	42				
		4-3	30	-24				
		うち市外	3	9				

2 月別出生人口調べ (住民基本台帳より)

2 月別出土人口調へ ()	
年 月	出生(人)
平成22年4月	8
平成22年5月	6
平成22年6月	17
平成22年7月	14
平成22年7月 平成22年8月	19
平成22年9月	8
平成22年10月	10
平成22年11月	19
平成22年12月	6
平成23年1月	17
平成23年2月	14
平成23年3月	14
22年度 計	152
平成23年4月	6
平成23年5月	7
平成23年6月	6
平成23年7月	14
平成23年8月	10
平成23年9月	17
平成23年10月	6
平成23年11月	15
平成23年12月	16
平成24年1月	9
平成24年2月	17
平成24年3月	13
23年度 計	136
平成24年4月	10
平成24年5月	
平成24年6月	13
平成24年7月	15 13 15
平成24年8月	15
平成24年9月	15 5
平成24年10月	12 7
平成24年11月	7
平成24年12月	10
平成25年1月	14
平成25年2月	9
平成25年3月	10
24年度 計	135

年 月	出生(人)
平成25年4月	16
平成25年5月	13
平成25年6月	8
平成25年7月	16
<u> </u>	8
<u> </u>	5
平成25年10月	17
平成25年11月	11
平成25年12月	9
平成26年1月	11
平成26年2月	13
平成26年3月	14
25年度 計	141
平成26年4月	7
平成26年5月	3
平成26年6月	16
平成26年7月	10
平成26年8月	10
平成26年9月	12 15
平成26年10月	15
平成26年11月	9
平成26年12月	12
平成27年1月	10
平成27年2月	8
平成27年3月	18
26年度 計	130
平成27年4月	14
平成27年5月	10
平成27年6月	11
平成27年7月	11
平成27年8月	15
平成27年9月	13
平成27年10月	10
平成27年11月	10
平成27年12月	7
平成28年1月	
平成28年2月	
平成28年3月	
27年度 計	101

3 阿久根市子ども・子育て支援事業計画の検証

○ 1号認定こどもについて

ニーズ量については、在籍児童数と比較し、1号認定こども(認定こども園・幼稚園を希望する2号認定こどもを含む。)については、在籍児童数がやや少なくなっている。

ただし、年度途中入園児童数を考慮し、確保方策については、平成28年度以降の変更をせず、 現計画どおりとする。

○ 2号認定こどもについて

ニーズ量については、在籍児童数が上回ってはいるが、広域入所児童数を考慮し、確保方策については、平成28年度以降の変更をせず、現計画どおりとする。

○ 3号認定こどもについて

ニーズ量に対し、4月1日現在は少ないが、年度途中入所が増加するため、ニーズ量及び確保 方策については、出生者数の推移をかんがみ、平成28年度以降の変更をせず、現計画どおりとする。

子ども・子育て支援事業の取組状況について

議事4 子ども・子育て支援交付金事業について

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される事業で、国1/3、県1/3、市町村1/3が子ども・子育て支援交付金として以下の事業を支援するものである。

1 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行ない、関係機関等との連絡調整等を実施する事業

○ 本市の実施状況

未実施

○ 今後の検討について

現在まで子育て支援事業関連の情報提供、相談業務については、庁内の 関係所管係において行っている。また、子ども・子育て支援事業計画にお いては、保育・教育提供区域については先の子ども子育て会議において市 内一円としたことや今後の児童数の推移を考慮し、本事業については、当 分の間市の所管により運営しようとする。

2 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて,通常の利用日及び利用時間以外の日及 び時間において,認定こども園,保育所等において保育を実施する事業

○ 本市の実施状況

市内の保育・教育施設(私立保育所6か所,公立保育所1か所,認定こども園2か所)すべてで実施中。なお,私立保育所1か所については,自主事業として実施。

○ 今後の検討について 現在の教育・保育施設において継続して実施する。

3 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業。

○ 本市の実施状況

同事業の国の実施要項にしたがい,生活保護世帯等を対象に本年度から 実施。 ○ 今後の検討について 継続して実施する。

4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

本市の実施状況未実施

○ 今後の検討について

本市については、現在まで待機児童がなく、ニーズ量に対する確保方策 についても、市内の教育・保育施設において対応できることから、当分の 間は事業実施の予定はない。

5 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、 授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活 の場を与えて、その健全な育成を図る事業

○ 本市の実施状況

市内7小学校区に8クラブを設置し委託事業として実施中である。

平成27年9月から尾崎小学校のクラブ利用のため、山下児童クラブへの送迎事業を開始した。さらに、平成28年度からは尾崎小学校のクラブ利用希望が増えることに伴い、尾崎児童クラブを開設予定である。

また、平成28年5月から、第2阿久根学童クラブの施設の老朽化に伴い、利用施設については、NTT阿久根ビルの事務所移転を予定している。

○ 今後の検討について

子ども・子育て会議に放課後子供部会を設置し、総合的な放課後対策について協議を進めていく。

6 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

- 本市の実施状況 平成27年度から事業実施。なお、現在まで実績はなし。
- 今後の検討について

継続して実施する。

7 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を民生委員等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

○ 本市の実施状況

民生委員及び保健師による事業を実施中。昨年度は130件の訪問を実施した。

○ 今後の検討について

保護者の同意を得ての訪問となっているが、連絡がつかず、保健師の訪問のみとなっているケースもある。また、地域の子育てサロンにつながる親子もある。

訪問者が母子とコミュニケーションをとりやすくするような媒体を用意するなど、事業内容を検討する。

8 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

○ 本市の実施状況

未実施

健康増進課保健予防係を主管とし、通常の母子保健事業として、必要な ニーズに対する全ての訪問事業を市単独事業として実施。(交付金対象事業 とはしていない。)

○ 今後の検討について

訪問対象となる家庭の個別的な問題が深刻化しており、専門相談員等を設置し、補助事業としての実施の検討が必要である。なお、事業実施についての課題としては、専門相談員の育成、助産師等の人材確保等があげられる。

9 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関の連携強化を図る取組を実施する事業

○ 本市の実施状況

未実施(補助事業として)

要保護児童対策協議会代表者会議及び実務者会議において、関係機関との協議・連携を図っていくこととし、当分の間は市の単独事業として実施を継続する。

○ 今後の検討について

実務者会議の充実を図り、関係機関の情報共有を密に行っていくことが 必要である。また、専門的知識の習得のため、虐待対応の研修等に積極的 に参加していく。

10 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について, 主として昼間において,認定こども園,幼稚園,保育所,地域子育て支援 拠点その他の場所において,一時的に預かり,必要な保護を行う事業

○ 本市の実施状況

市内の保育・教育施設6か所で実施中。

○ 今後の検討について

確保方策としては、ニーズ量に対し、充足されているため、現状で継続する。

11 地域子育て支援拠点事業

子育て環境が大きく変化するなかで、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感、不安感の増大等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

○ 本市の実施状況

本市直営事業としてみなみ保育園,委託事業としておりた保育園の2箇 所の地域子育て支援拠点を設置し,事業実施をしている。

平成26年度については、おりた保育園が延べ853人、みなみ保育園が248人、その他で440人が参加している。

○ 今後の検討について

ニーズ量と確保策において充足されていることから、今後も2箇所で実施を継続する。また、療育支援が必要と思われるケースで、集団が苦手などの理由で参加できない親子へのアプローチが課題である。

12 病児保育事業

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病院・保育所等において病気の児童の一時的保育や保育中に体調不良となった児童への緊急対応等により安心して子育てができる環境を整備する事業

○ 本市の実施状況

未実施

○ 今後の検討について

ニーズが高い事業であるが、現在まで未実施の事業である。過去に医療機関等との意見交換も行っているが、保育児に必要な施設整備の必要性、病児保育事業費のコスト及び看護師による人員配置等の課題もあり、未だ実施には至っていない。

平成28年度の厚生労働省予算(案)については、広域利用及び病児保育施設整備(保育所等)について事業としての改善があることから、実施に向けては病院・保育施設との連携を進めながら、平成31年度までの事業実施を図ろうとするものである。

また,訪問型病児・病後児保育事業についても,鹿児島市等で事業を展開している例もあることから,検討を進めたい。

13 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として, 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを 希望する者との相互援助活動に関する連絡,調整を行う事業。

○ 本市の実施状況

未実施

○ 今後の検討について

子ども・子育て支援事業計画にもあるように、平成 15 年度に試験的に実施しましたところであるが、会員数が少なかったために、事業としての成立が難しいという課題が存在する。

今後のニーズが高まりにより、実施を検討することとする。

事務局資料 近隣自治体の実施状況

	出水	伊佐	薩摩川内	長島	本市
利用者支援	×	\bigcirc	×	×	×
延長保育		\bigcirc			\bigcirc
実費徴収	×	\bigcirc	\bigcirc	×	\bigcirc
多様な事業者	×	×	×	×	×
放課後児童健全育成	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
子育て支援短期	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	×	\bigcirc
乳児家庭全戸訪問	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	×	\bigcirc
養育支援	\bigcirc	×	\bigcirc	×	×
子どもを守る	×	×	×	×	×
一時預かり	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
地域子育て拠点	0	0	0	X	\circ
病児保育	×	0	0	×	×
ファミサポ	0	×	0	×	×